

3029

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) ㊦ 3008番

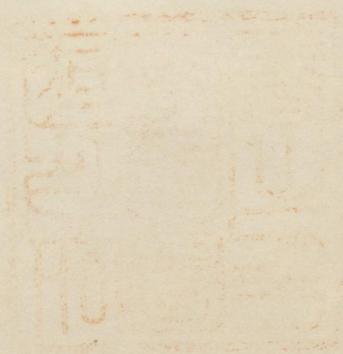
國政研究會編

獨逸財產稅

論



東京 巖松堂書店發兌



### 編者緒言

財産税は我國に於ても既に屢々問題となつた事がある。其の實行は税制改革に俟つべきものであるが、何れにせよ財産税實行に際しての困難は、財産の捕捉と評價とにある。この點獨逸の財産税は必ずしも完璧ならずと雖も、以て他山の石と爲すに足る。

本解説に際して、財産税についてはグツテンターク法令叢書の Dr. Richard Arens の解説により、評價法については同叢書の Max Renzi の解説によつた。尙ほ附録として「財産税法（一九三四年十月十六日）」、「聯邦評價法（一九三四年十月十六日）」、「建物アル土地ノ評價ニ關スル命令（一九三四年十一月十日）」及び「土地評價法（一九三四年十月十六日）」の邦譯を添附した。右の土地評價法は一般租税の公平を期する上からのみならず、農業政策及び不動産金融の方面よりも注

目すべきものなる故参考のため邦譯したのである。

昭和十年十一月三日

國政研究會編

目次

編者緒言.....一

第一章 獨逸の財産税の概念.....一

第二章 獨逸の財産税の歴史.....三

第三章 新財産税法.....六

    第一節 納税義務者.....六

        第一 無制限納税義務者.....七

            い、無制限納税義務を負ふ自然人.....七

            ろ、無制限納税義務を負ふ法人及びその他の團體.....九

        第二 制限付納税義務者.....一〇

            い、制限付納税義務を負ふ自然人.....一〇

目次.....一

ろ、制限付納税義務を負ふ法人及びその他の團體……………一〇

第二節 免税者……………一一

特定のもの及び免除額控除の結果として生ずるもの

第三節 算定の基礎……………一二

第一 財産の種類……………一三

第二 評價原則……………一三

い、經濟單位……………一四

ろ、單位價值……………一五

第三 農林業財産……………一六

い、農業經營……………一六

a、農業財産の概念……………一六

土地、建物、經營手段、副業經營及び特別耕地

b、農業經營の評價……………一〇

収益價值、比較經營、聯邦最高經營、ヘクタール最高率、聯邦百分率、  
下位比較經營、比較價值、減價及び増價

c、農業經營の評價委員會……………一七

d、農業經營の鑑定委員會……………一八

ろ、林業財産の概念と評價……………二〇

は、葡萄栽培業財産の概念と評價……………二一

に、園藝業財産の概念と評價……………二二

ほ、其の他の農林業財産の概念と評價……………二三

第四 土地財産……………二三

い、土地財産の概念……………二三

土地の構成部分及び従物、機械及び其の他の施設、主觀的・物的權利、主觀  
的・物的營業權、永小作權及び土地類似權、土地類似營業權、他人の土地上  
の建物

ろ、土地の評價……………二七

a、建物なき土地の評價……………三

一般價値……………三

b、建物ある土地の評價……………三

(イ) 建物ある土地の下位分類……………三

1、貸家地……………三

2、營業地……………三

3、混合利用地……………三

4、一家族家屋……………三

5、自第一號至第四號に該當せざる建築物ある土地……………三

(ロ) 建物ある土地の評價方法……………三

年租賃賃料、一般價値、區域分類、年租賃賃料の倍加による土地の  
價値算出……………三

**第五 營業財産……………三**

(1) 概念……………三

(2) 營業……………三

(3) 自由職業……………三

(4) 法人及びその他の團體の營業財産……………三

(5) 營業用土地とその評價……………三

(6) 營業權とその評價……………三

(7) 營業負債と積立金……………三

(8) 營業財産の評價……………三

**第六 其の他の財産……………三**

(1) 概念……………三

(2) 評價……………三

(3) 有價證券及び持分の評價……………三

**第七 全財産……………三**

(1) 概念……………三

(2) 價値の算定……………三

**第八 國內財産……………三**

**第四節 稅額算定……………三**

目次……………三

(1) 自然人に對する免除額.....	五
(2) 法人及びその他の團體に對する最低課税と課税限界.....	七
(3) 納税義務財産.....	九
(4) 税率.....	九
(5) 包括課税.....	三
第五節 財産税の査定期間及び期日.....	三
(1) 本査定.....	三
(2) 再査定.....	六
(3) 追加査定.....	六
第四章 財産税法(正文).....	七
第五章 聯邦評價法(正文).....	三
第六章 建物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文).....	二五
第七章 土地評價法(正文).....	二五

# 獨逸財産税論

— 其解説竝に正文 —

## 第一章 獨逸の財産税の概念

或る財産又は或る財産の一部の價值に應じて徴收される租税は、その徴收が繼續的たると一時的たるを問はず、又反復される一定の事象に際して徴收されるを問はず、之を廣義の財産税と看做し得る。之等の廣義の財産を更に分ければ、全財産より徴收される租税と、一定の部分財産より徴收される租税とすることが出来る。前者には舊補充税、國防税、現在の財産税、相續税

獨逸の財産税の概念



等を數へ得べく、後者は或人の他の財産及びその財産の上に存在する債務を顧慮せずして一定の財産部分を課税の基礎とするもの、例へば地租及び營業資本税がある。財産税の課税方法よりみれば、それが財産に對する侵害となるもの、換言すれば租税が實體から徴收される實質的財産税と、財産そのものにあらずして財産から生ずる収入に前以て課税する名目的財産税とがある。

獨逸の財産税は全財産より徴收せられる繼續的、名目的租税である。

## 第二章 獨逸の財産税の歴史

獨逸に於て聯邦が繼續的財産税を徴收することになつたのは、一九二二年四月八日の財産税法によつたのが最初のことであつた。それ以前に聯邦は一時的財産税として大戦中三回財産税を徴收したことがあつた。一九二二年の法律はインフレーションのために實行に至らず、一九二三年の査定は中止された。そこで一九二四年には貨幣價值安定のために舊評價規定及び税率規定はもはや使用し得ないこととなつたので、一九二三年の十二月九日及び一九二四年の二月十四日の第二次及び第三次租税令によつて、一九二四年の査定を暫定的に行ふこととした。この改革は金マルクを以て査定を行つたものであり、新評價規定及び新税率規定を含むものであつた。

一九二五年に聯邦租税法が改革され、それによつて一九二五年八月十日の財産税法は同日の聯邦評價法と共に公布された。以來財産税法は納税義務財産の範圍及び評價に關する規定をもちや含まざるやうになり、之等に關する規定は聯邦評價法に含まれることとなつた。そして財産税法は納税義務者、納税免除、税率、租税の査定及び徴收を規定するに過ぎなくなつた。

一九二五年のこの法律に従つて、一九二五年一月一日に評定された單位價値を規準として、一九二五年及び一九二六年兩曆年度に對する査定が行はれ、尙ほ一九二七年から一九三〇年まではこの法律によつて査定が行はれた。

然るに一九三〇年十二月一日の「經濟及財政確保ノタメノ大統領令」によつて、財産税法は大改革を受け、一九三一年五月二十二日の財産税法として公布された。其の他一九三二年五月十二日、一九三三年三月十八日及び一九三四年一月十三日に命令が公布されたが、之等は何れも一九三一年以來經濟恐慌のために生じた財産の價値減少に應じて、財産税額を減少せしめるものであつた。

而して一九三四年十月十六日にヒトラー内閣は幾多の租税法を改革し公布したが、その際「租税適應法」の第四十二條によつて、一九三二年五月十二日の命令はその効力期間を一九三五曆年度の財産税徴収まで延長された。

そこで一九三六年四月一日より新財産税法によつて徴收されることゝなつたが、此の新財産税法は舊財産税法と比較して各種の點に於て可成り相違してゐる。特に注目されるのは、國民社會

主義の人口政策上の要求及び經濟政策上の要求が實現されてゐることゝ、例へば税率の構成とか税額査定に關する規定の改正とかによる租税法の簡易化とである。

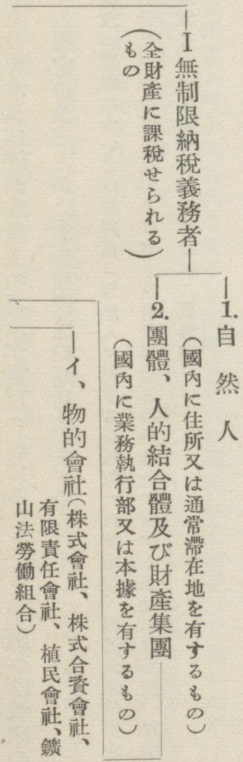
(人口政策的要求の實現については五四頁「自然人に對する免除額」以下參照、經濟政策的要求の實現については九頁物的會社の組織變更獎勵及び五七頁最低課税と物的會社に對する課税限界參照、税率については五九頁參照、税額査定の簡易化については五八頁參照。)

### 第三章 新財産稅法

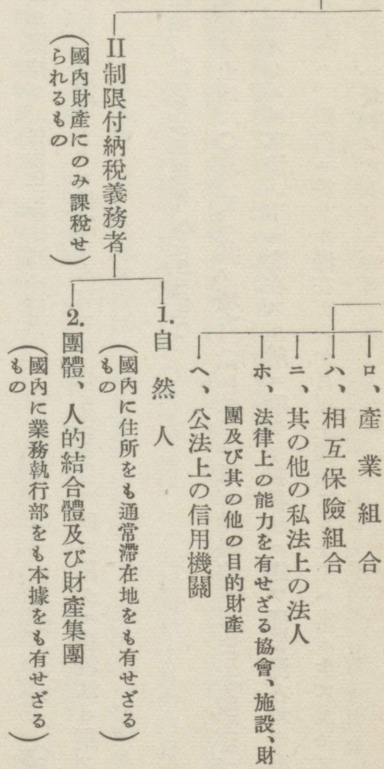
#### 第一節 納稅義務者

法律は財産稅納稅義務者を分けて、その全財産を以て無制限納稅義務に服する者(第一條)と、その納稅義務は單にその財産の一部、即ち國內財産に及ぶに過ぎない所の制限付納稅義務者(第二條)とする。

之を表示すれば次の如くである。



#### 納稅義務者



#### 第一 無制限納稅義務者

無制限納稅義務者はその全財産を以て財産稅の納稅義務を負ふことは上述の如くであるが、之は更に自然人と法人及びその他の團體に分けられる。

#### (イ) 無制限納稅義務を負ふ自然人

#### 新財産稅法

國內にその住居を有するか又は通常滞在地在を有する自然人は總べて無制限納稅義務者である。從つて之は國籍を標準とする分類ではない。

獨逸の租稅法に謂ふ住居及び通常滞在地とは「租稅適應法（一九三四年十月十六日）（Steueranpassungsgesetz）」が次の如く定義してゐる。

住居 (Wohnsitz)

「其ノ住家ヲ保持シ (beibehalten)、利用スル (benutzen) ロトヲ推定セシムル (darauf sich hieszen lassen) 事情ノ下ニ住家ヲ占有スル (innehaben) 所ニ誰デモ租稅法ニ謂フ住居ヲ有ス。」

通常滞在地 (gewöhnlicher Aufenthalt)

「其ノ者ガ其ノ土地 (Ort) 又ハ其ノ地方 (Land) ニ單ニ通過的 (vorübergehend) ニ滞留セザルコトヲ認メシムル事情ノ下ニ滞在スル所ニ誰デモ租稅法ニ謂フ通常滞在地ヲ有ス、但シ無制限納稅義務ハ、國內ニ於ケル滞在ガ六ヶ月以上繼續スルトキハ常ニ生ズルモノトス。此ノ場合納稅義務ハ最初ノ六ヶ月ニモ及ブモノトス。」

尙ほ外國官吏は、その俸給を支拂ふ國內の公的金庫が所在する土地に通常滞在地を有するものとして取扱はれる。

(三) 無制限納稅義務を負ふ法人及びその他の團體

國內に其の業務執行部又は本據を有する團體、人的結合體及び財産集團の大部分は財産稅無制限納稅義務を有する。業務執行部及び本據とは「租稅適應法（一九三四年十月十六日）」に次の如く定義してゐる。「租稅法ニ謂フ業務執行部 (Geschäftsleitung) トハ業務上ノ總指導ノ中心トス」。又「團體、人的結合體又ハ財産集團ハ會社定款、組合定款、財團規約其ノ他ニヨリ定メタル土地ニ租稅法ニ謂フ本據ヲ有ス。斯ル規定ヲ缺クトキハ業務指導部ガ所在スルカ又ハ管理ガ行ハル、土地ヲ本據ト看做ス」。次に團體、人的結合體及び財産集團とは、法人たる財團法人及び社團法人のみを指すのみでなく、廣く法律上の能力を有せざる組合、協會其の他の集團をも指すものであり、それは六頁の表に示す如きものである。物的會社 (Kapitalgesellschaft) とは人的會社 (Personalgemeinschaft) に對する言葉であるが、ヒトラー政府は所謂「指導者原理」(Führerprinzip) を經濟界にも導入し、物的資本を基礎とする物的會社組織を排斥してゐる。そして之を人的要素が

重要基礎をなす合名會社とか合資會社とかの人的會社に組織變更せしめようとしてゐるが、後にも述べる如く財産税の課税の點からも物的會社には重く人的會社には軽くしてゐる。而して人的會社は法人として財産税の納税義務を有せず、法人として有する財産は社員に應じ社員の財産として課税せられることとなつてゐる。

無制限納税義務は、その財産が國內にあると外國にあるとを問はず、その有する全財産に及ぶものである。全財産につきては五二頁以下参照。従つて財産税法に謂ふ無制限納税義務及び制限納税義務とは國籍上よりする區別ではなくして、自然人にあつてはその住所又は通常滞在地、法人及びその他の集團にあつてはその業務執行部又は本據が國內に存するか國外に存するかによる區別である。

## 第二 制限付納税義務者

(5) 國內にその住居をも通常滞在地をも有さざる自然人及び、

(3) 國內にその業務指導部をもその本據をも有さざる團體、人的結合體及び財産集團は、財産税の制限付納税義務を負ふものである。

而してその納税義務は、之等のものが國內に有する財産のみに限られる。國內財産につきては五四頁参照。

## 第二節 免 税 者

財産税よりの免税者には始めから特定されてゐるものと、免除額控除の結果として生ずるものとがある。

前者は財産税法第三條に示す如きものである。即ち、ライヒスバンク、地代銀行 (Rentbank)、地代銀行信用會社 (Rentenbank-Kreditanstalt)、及び聯邦、州、自治體、自治體聯合又は目的聯合が持分を有する企業であつて、その収益が専ら之等の團體に流入する如き企業はそれが信用機關でないときは、財産税の納税義務を免除されてゐる。尙ほ州立銀行にして、州の經濟上の使命を果してゐるもの及び本來の意義の貯蓄取引の奨励に用ひられてゐる貯蓄金庫も免除されてゐる。本來の意義の貯蓄取引とは如何なるものを云ふか本法には規定されてゐない。恐らく之は最近に於て定義されるであらう。その他公益、慈善又は教會の目的のために設立されてゐる團體

は、財産税を免除されてゐる。その他につきましては財産税法第三條六九頁参照。之等の免除は、制限付納税義務者に對しては與へられな<sup>い</sup>。

尙ほ一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財産を有する未婚者、二一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財産を有する有配偶者、三一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財産を有する子供一人を持つ者等は廣い意味の免税者である。之については五四頁「自然人に對する免除額」参照。

### 第三節 算定の基礎

財産税の税額査定に際して算定の基礎となるものは、無制限納税義務者にあつては全財産、制限付納税義務者にあつては國內財産である。全財産とは如何なるものか、國內財産とは如何なるものか、又それらは如何にして之を評價するかに就いては、財産税法には規定されずして、聯邦評價法に規定されてゐる。聯邦評價法の第一章自第一條至第十七條の一般的評價規定は、各租税法又は同法の第二章以下に別に規定せられてゐない限り、聯邦、州、自治體及び公法上の宗教組合の租税に適用されるものであり、同法の第二章が財産税に適用されるものである。

従つてこゝで暫く財産税法と分れ、聯邦評價法によることとする。

#### 第一 財産の種類

財産税に謂ふ財産には四つの種類がある。表示すれば次の如くである。

- 1、農林業財産 (das land-und forswirtschaftliche Vermögen)
  - 一、農業財産 (das landwirtschaftliche Vermögen)
  - 二、林業財産 (das forswirtschaftliche Vermögen)
  - 三、葡萄栽培業財産 (das Weinbauvermögen)
  - 四、園藝業財産 (das gärtnerische Vermögen)
  - 五、其の他の農林業財産 (das übrige land-und forswirtschaftliche Vermögen)
- 2、土地財産 (das Grundvermögen)
- 3、營業財産 (das Betriebsvermögen)
- 4、其の他の財産 (das sonstige Vermögen)

#### 第二 評價原則

新財産税法

財産の評価方法は財産の種類を異にするに従つて相違する。之を理解するためには次の如きもの、概念を把握しなくてはならぬ。

(5) 經濟單位 (Wirtschaftliche Einheit)

個々の經濟財貨を分離して評價することが規定されてゐない限り、各經濟單位はそれ自身之を評價し、その價值を全體として決定することが、最高且つ最も重要な評價原則である。經濟單位とは經濟的に互に組合はされてゐる經濟財貨の總體である。例へば、或る農業經營に所屬する農具と耕地とは、其の他の經濟財貨と共に組合はされて一つの農業經營を成するものであつて、この場合その農業經營は一つの經濟單位である。従つてこの農業經營の財産は田畑の如き不動産、農具、牛馬等の如き動産に分離されて評價されずして、一つの經濟單位を成すものとして、全體として評價される。經濟單位の限界は取引の觀點から決定され、その際地方的慣習、實際上の常習及び個々の經濟財貨の經濟上の組合せ等を顧慮する。

従つて或る農家が例へば市街地に土地を有しその上に建物をも有して之を賃貸してゐる場合もあり得るが、斯る場合この土地及び建物は農業經營と云ふ一つの經濟單位の部分に成すものとは看做されない。却つて之は獨立の經濟單位と看做される。又例へば農家が有價證券を有する場合にそれは必ずしも農業經營と云ふ經濟單位の部分に成すものではない。法律は寧ろ農業經營の有する有價證券は之を農業經營に所屬する財産と分離してゐる。斯くの如く各經濟單位を成すものを一括して評價すると云ふことが獨逸の財産税の評価方法の最高原則であり、且つこの點に財産税實行に伴ふ財産の評価及び捕捉の困難を救ふものがあらう。

(3) 單位價值 (Einheitswert)

經濟單位がそれ自身有する價值が單位價值である。例へば農業經營は土地、建物、農具等の動産及び不動産を有するものではあるが、こゝでは動産の價值とか不動産の價值とかをそれと分離しては問はない。寧ろ農業經營と云ふ一つの經濟單位を全體として評價し、その價值を算定する。斯くの如くそのものが經濟單位として算定された價值が單位價值である。

この單位價值を算定するために農業財産にあつては收益價值 (Ertragswert)、營業財産にあつては部分價值 (Teilwert) を以てし、土地財産にあつては又特別の算定方法を用ふる。

之等の價值が如何なるものかは、それらの財産の評価方法の項に於て参照せられたい。

### 第三 農林業財産

農林業財産は前記の表に示す如く更に五つに分たれる。今その各々につきその概念及び評價方法を述べれば次の如くである。

#### (3) 農業經營

##### a、農業財産の概念

農業財産の概念については聯邦評價法の第二十九條に規定されてゐる。即ち、農業經營と云ふ一つの經濟單位を構成する總べての部分は何れも農業財産に屬する。農業經營と云ふ經濟單位の部分を作成するものは、特に土地、建物、固定及び流通經營手段、副業經營及び特別耕地である。

農業經營の土地には先づ畑、草刈場、牧場等の如き農業上に利用されてゐる土地がある。其の他農家の住家倉庫等の建つてゐる土地がある。然し之等はそれら獨立してゐるものではなく、農業經營の部分を作成するものであつて、農業經營の單位價值の中へ一括して評價される。換言すれば、一つの農業經營に屬する土地の中、畑と草刈場とはその價值を異にし、畑と屋敷ともその

價值を異にし得るのであるが、こゝでは之等の各部分の價值を問はず、之等を以て構成されてゐる農業經營が一つの經濟單位として有する價值(單位價值)が評定される。同じことが各種の建物についても云ひ得る。

農業經營の建物には、經營主の住家があり、或る場合には經營主が農業使用人に使用せしめてゐる住家があり、尙ほ家畜小屋、穀倉、諸車の置小屋、物置等がある。之等も農業經營の部分を作成するものである。

次に經營手段であるが、之には固定經營手段(siehende Betriebsmittel)と流通經營手段(umlaufende Betriebsmittel)とがある。前者は所謂有生資本(das lebende Inventar)の一部と無生資本(das tote Inventar)とである。換言すれば、家畜の中役畜と之が飼育に用ひられる土地並に諸車、農具、機械等である。流通經營手段とは其の他經營に必要な手段であつて、例へば隊等の如く賣るための動物とか、農産物の貯藏、貯藏肥料、種子等である。又流通經營手段には農業經營上必要な現金、特に貸銀支拂に必要な現金がある。然しながら法律は斯くの如き流通經營手段、即ち、總べての支拂手段、金錢債權及び有價證券を農業經營より分離してゐる(聯邦評價



法第二十九條第二項第一號參照)。従つて之等は農業經營の單位價値に一括されず、「其他ノ財産」査定に際して顧慮される。同様に金錢債務も單位價値査定に際しては顧慮されない(聯邦評價法第二十九條第二項第二號)。之は「全財産」の決定に際して控除される。亦流通經營手段の所謂過剩現有高(例へば農産物、肥料、種子等の過剩現有高)も農業經營より分離される。換言すれば、次の收穫期まで經營を繼續するに必要でない如き現有量は農業經營の部分とされない(聯邦評價法第二十九條第二項第三號)。而して斯くの如き過剩現有高が存するか否かは、査定期日に先行する六月三十日に於ける貯藏品の現有高に従つて決定される(聯邦評價法第三十二條第三項)。その過剩現有高は「其他ノ財産」として評價される(聯邦評價法第六十七條第七號)。

次は副業經營であるが、農業の主たる經營に役立てるために營まれる經營は、農業上の副業經營として取扱はれる(聯邦評價法第二十九條第五項)。従つて副業は獨立した經營ではあり得ず、農業の主たる經營の効果を促進する目的を持つべきものでなくてはならない。我國にて農家の副業と云ふときは、農家が農閑期又は農業經營の傍ら餘剩勞働を以て營むものを指すことが多い。例へば豚、兎等の動物飼育にしても、藁の加工にしても、其の勞働が農業と云ふ主たる經營の効

果を促進する目的を有するか否かに重きを置かず、農家の現金収入を増加せしめんとすることを主たる目的とするかに思はれる。聯邦評價法は第二十九條第三條に於て、動物の飼育、動物の肥育、搾乳所、鳥畜飼育及び之に類似の經營が、主として自家の農業經營で收穫したものを飼料として用ひる場合は之を農業經營として取扱ひ、同條第五項に於ては特に副業を定義してゐる。元來歐洲の農業は耕種と養畜とを兼ねるを原則とし、我國の農業は耕種にのみ重きを置くとされてゐるが、獨逸の大農業經營に於ては必ずしも養畜を兼ねてゐない。之等の事情より同條第三項は特に明記せられたものであらう。又我國に於ける如く例へば農家が軍手の製造を副業としてゐる場合の如き、必ずしも農業の効果を促進するものとは云ひ得ないものもあるが、之等は如何に取扱はれるか、思ふに財産税は小農を對象とするものではない故に斯る場合を考慮する必要はなく、寧ろ農産物の加工と所謂兼業との區別を明かにする必要があらう。獨逸の判例に於ては副業經營を加工經營(Verarbeitungsbetrieb)と實體經營(Substanzbetrieb)とに區別してゐる。加工經營とは例へば酪農場、火酒醸造場、澱粉製造工場、馬鈴薯製粉工場等の如きであつて、主經營に於て收穫したる産物のみを又はそれを主として加工する經營たることを條件としてゐる。然しながら

この加工を産業組合が行ふときも副業經營と看做されるか。獨逸に於ては之を否定してゐる。實體經營にあつては瓦製造工場、石灰製造場、碎石加工等の如く、農業と云ふ主經營の効果を促進するものとは看做されない場合が多い。要するに副業經營たるの條件は、主として農業經營に於て收穫したるものに加工するか又は主として農業經營に用ひるものを製造する經營でなくてはならない。然るとき之等の經營は農業經營の部分を成すものとして、農業財産に一括される。

次は特別耕地であるが、こゝに特別耕地とは通常永年に亘つて收穫を齎らし得る如き耕地であつて、例へばアスパラガス園とかホツブ園とかを指すものである。然しながら森林とか果樹園とかはこの中には含まれない。

以上の如く農業經營と云ふ一つの經濟單位を成す構成部分は農業財産として一括されて取扱はれそれ／＼分割しては評價されない。寧ろその農業經營が經濟單位として他より分離され、獨立して評價されると云ふことに注目すべきである。その他小作經營の場合の農業財産は如何に取扱はれるか等に就いては評價方法の場合に述べることにする。

b、農業經營の評價

農業經營は收益價值 (Ertragswert) によつて評價される (聯邦評價法第三十一條第一項)。法律は收益價值を年純收益の二十五倍としてゐる。年純收益の算出に際しては、その經營が普通の状態の下に秩序正しく、極く普通に經營され、賃銀を支拂つて經營されたものとして之を計算し、その純收益は永續的に擧げ得るものでなくてはならない。尙ほその農業經營は負債を有しないものと假定される (以上聯邦評價法第三十一條第二項)。負債は全財産の算出に際して粗財産から控除される。

年純收益の二十五倍を以て其の經營の收益價值とすると云ふことは換言すれば資本還元利率を四分としてゐると云ふことである。即ち、例へば年百ライヒスマルクの純收益を擧げ得る經營は、その二十五倍、即ち二千五百ライヒスマルクの收益價值を有し、年四分の利廻りの收益を擧げ得ることとする。實際に於て農業經營は資本に還元して利廻り四分なるか、又それ以上又は以下なるかは問題であり、之が如何によつて農業財産は純收益が公平に算出されたとしても高く又は低く評價されることとなる。ヒトラー内閣は利子の低下を計畫して居る際であるから斯る低率を規定してゐるが、従來は十八倍即ち、五分五厘強を還元利率としてゐた。故に同内閣の利子低下の目

的が充分に實現されず、長期貸付に對する普通の利率が四分を著しく超えてゐる間は、聯邦大藏大臣は二十五倍と云ふ數を他の數に變更することが出來ると規定されてゐる（聯邦評價法第七十八條）。之に従つて一九三五年二月五日公布の同法施行令によれば舊法通り十八倍と決定された。尙ほ聯邦評價法第三十一條を参照せられたい。同條第一項に「收益價值ニヨル評價ニ關スル原則」とあり、その原則が他に規定されてゐる如くであるが、それは同條の第二項、第三項及び第四項に他ならない。

同條第四項にも規定する如く、又先にも述べたる如く、農業經營に所屬する耕地は勿論、建物、經營手段、副業經營及び特別耕地は、特に評價されずして、却つて收益價值算定に際して考慮されるに過ぎない。如何に之を考慮するかは二七頁を参照せられたい。

以上は農業財産の評價原則であるが、實際には斯る原則を以て全國に約五百萬を數へる農業經營を個々にその純收益を算定して單位價值を査定するのではない。先づ全國内の評價を均衡せしむるために全國各州に幾つかの比較經營（Vergleichsbetriebe）を選定し、この比較經營のためにその地方的狀況の調査に基いて收益力の割合を決定する。比較經營は一般に、それが當該地方の

目標となるやうにして之を選択する。従來の規定によれば各州稅務區又は一定の經濟地區に三つの比較經營を選び、それを一は最高の收益能力を有するもの、一は中位の、他は比較的低い收益能力を有するものと云ふやうにしたが、新評價法では之を簡單にした。

かくしてその比較經營の收益能力は單位面積一ヘクタール當りで算出されるのであるが、その收益能力は全國最高の收益能力を有する經營と比較して百分比で表はされる。即ち比較經營の收益能力決定に際しては先づはじめにその絶對價值が算定されるのでなく、寧ろ率で以て決定される、即ち、全國最高の收益能力を有する經營を「聯邦最高經營」（聯邦評價法第三十四條第一項）と稱し、之の收益能力を「ヘクタール最高率」（同法第三十八條第一號）と稱して一〇〇とし、之に對して比較經營の收益能力を六〇又は七〇と云ふやうに決定する。之等の率を聯邦百分率と稱する。

聯邦百分率の算定に際しては比較經營に對して實際に影響する自然的收益條件（地質、地形及び氣候）並に内的及び外的交通事情を基本とする。内的交通事情とは耕地と農家との距離、耕地の散逸状態を云ひ、外的交通事情とは一般交通状態及び農産物の販賣の便不便、市場關係を云ふ

ものである。其の他の収益条件、特に建物、經營手段及び經營の大きさに關しては、その經營の實際状態を顧慮せずして常に當該地方の通常の状態を假定する。このことは副業經營及び特別耕地に對しても妥當し、當該地方に通常の副業經營及び特別耕地を假定する。然しながら法律は、副業經營及び特別耕地は經營に屬さないことを普通であると看做し、之等の聯邦率算定に際しては顧慮せず、個々の經營の價值算定に際してはじめて顧慮する。

斯くの如く評價の均衡を確保するために全國各地に選擇される比較經營は、全國幾百萬の農業經營の評價の基礎を成すもので、之が評價の出發點であり、基の置石の如きものである。謂はゞ全國が比較經營の網で張り廻らされるのであるが、之のみでは未だ充分ならずとしてその下位の比較經營が選擇される。即ち、上位の比較經營は聯邦大藏大臣に直屬する評價委員會によつて選擇されるものであり、従つて個々の地方の實情を顧慮するに不便なるものがある故に、州稅務局區内に設けられる鑑定委員會による地方的調査に基き州稅務局長から下位比較經營は選擇される。而して下位比較經營の聯邦率は上位の比較經營の百分率に比較して算定される。

斯く百分率算定のみでは収益價値の絶対額は未だ算定されない。之を算定するために、聯邦大

藏大臣は評價委員會に於ける協議に従ひ、聯邦最高經營の一ヘクタール當り幾何の収益價値を算定すべきかを決定する。舊法によれば一ヘクタール當り純収益は二一〇ライヒスマルクとされた。又舊法ではその一八倍を以て一ヘクタール當りの収益價値とされた故に、その収益價値は  $210 \text{ R.M.} \times 18 = 3,780 \text{ R.M.}$  であつた。新法律によれば純収益の二十五倍を以て収益價値としてゐるが、一九三五年二月五日の同法施行令第十二條に於て、「農業經營ニ對スルヘクタール最高率ハ之ヲ三、七八〇ライヒスマルクト計上ス」と規定され、同令第七十六條第三項に於て、純収益の十八倍を以て収益價値とすることが規定された。故に、結局舊法と同じく一ヘクタール當り純収益は二一〇ライヒスマルク、収益價値は三、七八〇ライヒスマルクと計上される。

聯邦最高經營のヘクタール當り収益價値が決定すれば、比較經營及び下位比較經營の収益價値は直に算定される。即ち、ヘクタール最高率が一〇〇であり、その収益價値絶対額が三、七八〇ライヒスマルクであれば、ヘクタール率百分之六〇と決定されてゐる經營の収益價値絶対額は  $3,780 \text{ R.M.} \times \frac{60}{100} = 2,268 \text{ R.M.}$  である。之が即ち當該地方に於ける標準經營のヘクタール當り収益價値である。その地方の個々の經營の収益價値はこの二、二六八ライヒスマルクにその經營

の總面積數を乗することによつて算出される。例へば一〇〇ヘクタールの總面積を有する經營の收益價值は一先づ二二六、八〇〇ライヒスマルクと算出される。斯くして一先づ算出された價值を比較價值と稱する。然しながらこの比較價值は直にその經營の單位價值とはならない。之を直に單位價值とするか、或は之を變更して後單位價值とするかは次の如き方法による。

以上の如く個々の經營の單位價值決定は、決して之を個々にその純収益を算出し之を十八倍すると云ふ如き方法によらずして、比較經營及び下位比較經營に對して決定せられたヘクタール當り收益價值を個々の經營の總面積數にて倍した比較價值を算出するのであるが、その際は比較經營及び下位比較經營の聯邦百分率算定のときと同じく、實際の自然的收益條件（地質、地形及び氣候）及び内的及び外的交通事情、及び當該地方に通常と看做される其の他の收益條件、特に建物、經營手段及び經營の大きさを基本とする。而してこゝに通常と看做された收益條件と實際の狀態とが一致する如き經營に對しては、その比較價值は直に單位價值となり得る。

然しながら假定された收益條件と實際の狀態とが著しく懸隔するときは、その比較價值は減價によつて減少せしめられるか、増價によつて増加せしめられる。但し減價又は増價はその懸隔が

甚だしく、そのため収益能力を著しく減退又は増大せしめるときにのみ許されるものである。斯る場合比較價值から減價を差引いたもの又は比較價值に増價を加へたものが單位價值となる。減價又は増價は比較經營及び下位比較經營にも適用される。而して例へばある比較經營に副業經營として火酒醸造所が所屬してゐるときは、そしてそれがその經營の収益能力に著しく影響してゐるときは、之によつて齎らされる收益増加は幾パーセントかの増加によつて比較價值に加へられる。蓋し比較經營の收益價值算定に際して基本とした聯邦百分率には副業經營を顧慮しなかつたからである。

以上によつて大體農業經營の收益價值、從つて單位價值算定の實際方法を述べたのであるが次に之等の調査の根本問題を決定する機關に就いて述べる。

### c、農業經營の評價委員會

農業經營の評價に關する規定を有効に實施するために、法律は評價委員會の構成を規定してゐる。評價委員會には聯邦大藏大臣又は同大臣より一般又は特別の場合に委託を受ける聯邦官吏が同委員會の指導者として參加し、委員には二つ宛の州より一名の代表者及びその他六名の委員が

任命される。この六名の委員は農業を営む者か又は農業方面に於ける學識を有する者を聯邦大藏大臣が聯邦農林大臣と協議の上任命する。委員の任期は別に限られてはゐない。委員會の決議は多數決にはよらない。その主要任務は比較經營の決定、比較經營に對する聯邦百分率の決定及び聯邦最高經營の聯邦百分率決定に際して協議することにある。

d、農業經營の鑑定委員會

下位比較經營の選定及びその聯邦百分率を決定する際州稅務局長に助言を與へるため鑑定委員會が設置せられる。鑑定委員會は之を州稅務局長、又は一般又は個々の場合合同局長の委託を受ける者指導者として指導し、尙ほ委員として州稅務局長と州農民指導者と協議の上任命された者専門委員として之に所屬する。州農民指導者とは食糧生産職分協同體 (Reichsnährstand) の州の指導者である。

尙ほ農業經營の評價については述べべきことが多く、之のみでは不十分なこと勿論であるが、この邊で止めざるを得ない。然し考究して置くべきは我國農業に於ては獨逸に比して小作人が多いことである。而して我國小作は土地のみを賃借し、住家及び經營手段は自己の所有に屬するも

のが多い。然るに獨逸に於ては「一般に土地及び建物が賃貸され、經營手段は小作人が之を調達する」。斯る相違はあるにしても一般に小作地の評價は如何にして之を行ふか。原則としては先づはじめ所有權の有無に拘はらず小作農業經營は之を全體として評價し、次にその農業經營の所有權者の一人、即ち土地の所有權者たる地主、又は住家又は經營手段の所有權者たる小作人が財産稅の納稅義務を負ふるに至つたとき、その者の持分を算出して之を單位價值とする。

次に聯邦評價法の第三十三條の規定、即ち最低價值であるが、之は通常財産稅そのものにとつてはさまで重要なものではないが、地租及び一般評價にとつて極めて重要な規定である。聯邦評價法による評價の結果は租稅上必要なばかりでなく、金融の方面からも重要視される。その結果舊法による單位價值は殊に小農の財産評價に幾多の缺陷を藏するとされ、改正の聲が叫ばれてゐたが、新法及びそれに基く實施令は之を改革してゐる點で注目すべきものである。之については他日改めて研究してみたい。

次に個々の經營の比較價值を算出するに、標準とするヘクタール當り價值にその經營の「全面積」を乗すとされてゐるが、その場合畑道、水路等は之を如何に取扱ふかも問題であり、收益の

著しく劣る土地、殊に耕地として殆んど利用してゐない土地も之に含ま等について聯邦評價法の施行令（一九三五年二月五日）に規定してゐるが之も省略する。

### (3) 林業財産の概念と評價

林業財産も農業財産と同じやうに定義される（聯邦評價法第四十五條第一項）。即ち、林業經營と云ふ主要目的に用ひられる經濟單位を成す總べての部分は何れも林業財産に所屬する。評價についても收益價值を原則とすること、評價委員會を設置すること等、農業經營の評價に關する規定を準用する所が多いが、之に比較して極めて複雑である。故に聯邦評價法は原則のみを定め、詳細は施行令に譲つてゐる。何れにせよ林業は毎年殆んど同額の収益を擧げ得ることは樹齡の關係上至難である故に、繼續的財産税の税額を査定することは極めて困難な任務である。故にこゝに斯くの如き年々一定の木材を伐採し得、一定の収益を擧げ得る如き樹齡の森林を假定し、之を基本として他の經營の收益價值を評定する。それも地方的に樹種を異にする故に地方的標準經營が假定される。本稿は財産税評價の原則を示さんとするものである故に、林業財産の評價につきても農業財産評價の原則より推測されたい。

### (は) 葡萄栽培業財産の概念と評價

葡萄栽培業財産も農業財産及び林業財産と同様に定義される（聯邦評價法第四十七條第一項）。評價についても農業經營評價に關する規定が準用されるが、流通經營手段の通常現有高として葡萄栽培業にあつては、前年の收穫をも之と看做される。又農業經營評價の際に於ける比較經營の代りに比較産地が評價の基準として指定せられる。而して農業の比較經營のヘクタール當り收益額を決定するときは實際的收益條件を基本としたが、葡萄栽培業の比較産地のヘクタール當り收益額決定に際しては、その地方に通常の状態を基本とする。

評價委員會も農業經營評價の際に於けると同様に設置される。

### (に) 園藝業財産の概念と評價

園藝業財産も農業財産、林業財産及び葡萄栽培業財産と同様に定義され、その評價も收益價值を原則とするが、園藝業經營の概念及び評價については聯邦評價法の施行令が之を詳細に規定してゐる。即ち園藝業經營につき同法施行令（一九三五年二月五日）第二十六條は次の如く規定してゐる。

(1) 園藝業經營トハ、野菜栽培(アスパラガス栽培モ)、草花栽培、果實栽培、養樹等營業ノタメ園藝的ニ營ム經營ヲ謂フ。

(2) 園藝業産物ヲ自然收穫條件ヲ左右スルタメ硝子又ハ其ノ他ノ施設ノ下ニ收穫スルトキモ園藝業經營ハ存スルモノトス。

(3) 主トシテ慰安ノタメニ用ヒ、其ノ經營ニ際シテ粗収益ガ費用ヲ償フコトヲ考慮セザルカ又ハ考慮シ得ザル如キ地ハ、園藝業財産ニ屬セズシテ土地財産ニ屬ス。

以上によりて園藝業經營とは如何なるものか々明瞭となる。

評價についても、園藝業經營には上述の如き草花栽培業、果實栽培業等幾種類かの經營を含む故に、収益價值を基準とするとは謂ひながら各種の標準經營を基準としなければならない。聯邦評價法の施行令に於て聯邦大藏大臣は個々の種類の収益價值を評價基準として決定すると定め、之を公示することになつてゐる。

#### (ほ) 其の他の農林業財産の概念と評價

聯邦評價法には其の他の農林業財産については極めて簡單に規定し、詳細は施行令に譲つてゐる(同法第四十九條)。同法第四十九條及び同法施行令第三十條によれば、其の他の農林業財産に

は

- 1、魚類飼育及び池魚捕獲に用ふる財産
- 2、内水魚捕獲に用ふる財産
- 3、遊牧牧羊業
- 4、養蜂に用ふる財産

が所屬する。

評價については農業經營の評價に關する規定を準用し、収益價值を算定するが經營主の住宅又はその居住に用ひられる建物の部分は分離して評價される。

#### 第四 土地 財産

##### (5) 土地財産の概念

土地財産の概念については聯邦評價法の第五十條が規定してゐる。土地財産とは農林業財産又は營業財産(營業用土地)に加算せられない土地である。土地財産は其の構成部分(特に建物)



及び従物を含めての土地より成る。構成部分及び従物については民法上の規定を適用する。機械及び其の他の施設は、それが土地の重要構成部分を成すときと謂へども土地財産とはしな  
5。

土地の構成部分には民法第九十六條により所謂主觀的物的權利 (Subjektiv-dingliche Rechte)、即ち、土地の所有權と結び付きたる權利、例へば地役權 (Grunddienstbarkeiten) (民法第一〇一八條)、物的先買權 (das dingliche Vorkaufsrecht) (民法第一〇九四條第二項)、物的負擔 (Die Reallast) (民法第一一〇五條第二項)、侵界建造物地代 (die Überbaurente) (民法第九一二條第二項及び第九一三條) 及び必要通路權 (das Norwegrecht) も之に所屬する。更に獨逸に於ける例へば藥局權、渡船權又は皮剝場權の如きも獨立の權利ではなくして土地と結び付きたる權利であり、従つて斯る營業權も主觀的物的權利 (Subjektiv-dingliches Recht) である。かゝる權利は從來の法律の規定によれば、土地の構成部分として土地財産に加算せられ、又それが營業經營に所屬するときは營業用土地に加算せられてゐたが、新法律は之を改正してゐる。即ち、新法律は斯る主觀的物的權利は之を土地財産からも營業用土地からも分離してゐる (聯邦評價法第五十

一條第四項及び第五十八條第二項)。従つて將來例へば藥局權の如き營業權は土地又は營業用土地の構成部分として之と共に評價されることはない。そして藥局權がその所有權者によつて行使されるときは、土地は營業用土地として評價され、又藥局權は營業權として獨立に評價され、營業財産の一部とされる (聯邦評價法第五十八條第四項)。之に對しその土地が賃貸されてゐるときは、土地は土地財産として評價され、藥局權は第六十七條以下の其の他の財産の一部として評價される。

土地として、換言すれば土地財産に屬するものとして永小作權及び其の他の土地類似の權利も取扱はれる。土地類似權とは聯邦法又は州法の規定により民法上の土地に關する規定を適用せられる權利である。永小作權及び其の他の土地類似權には權利の構成部分も所屬する。特に建物の如きである。永小作權は營業用土地ともなり得るし、又農林業財産に所屬することもあり得る。即ち、營業又は農林業經營に所屬する建物が永小作權に基いて建てられてゐるときのことである。土地類似の營業權も亦主觀的物的營業權利と同様に土地財産及び營業用土地から分離して評價される。例へば土地と結び付かずして獨立してゐる藥局權の如き土地類似營業權は、營業用

土地ではなくして、營業財産の一部として獨立に評價される部分である（聯邦評價法第五十八條第四項）。而してその藥局權が賃貸されてゐるときは、その權利は第六十七條以下に謂ふ其他の財産に屬する。

土地として、換言すれば土地財産に屬するものとして、他人の土地の上に建てられた建物も取扱はれる（聯邦評價法第五十條第三項）。然しながら之は永小作權に基いて建てられた建物には適用されない。蓋し之は永小作權の構成部分であり、その取扱を共にしてゐるからである。他人の土地の上に建てられた建物は、それが營業經營に用ひられるときは營業用土地として取扱はれ、農林業經營に用ひられるときは農林業財産として取扱はれる。他人の土地の上に建てられた建物を土地と同様に看做すことは、建物がその土地の重要構成部分となつてゐるときにも行はれる。例へばその建物が他人の土地に對する或る權利の行使に於て建てられたのでもなく、一時的目的のために土地と結び付いてゐないときの如き場合である。何れにせよ、土地と建物との間の法律關係は問ふ所ではない。要は建物の所有者と土地の所有者とが異ると云ふことであつて、その場合建物は土地として取扱はれると云ふことである。

土地財産と農林業財産との區別については財産税の評價についてはさしたる困難を伴はないが、例へば地租の賦課に際して幾多の困難を伴ふ。例へば純農村に於ける手工業者、労働者等の住家の建つてゐる土地を、土地財産に屬せしむべきか或は農林業財産に屬せしむべきかの判斷に迷ふのである。財産税に對しては斯る小資産者は多く免稅される故にこゝでは問題となることは少

### (3) 土地の評價

土地の評價は、その上に建物のある土地と、その上に建物のない土地とによつて異なる。

#### a 建物なき土地の評價

その上に建物なき土地は一般價值 (der gemeine Wert) を以て之を評價する（聯邦評價法第五十三條）。一般價值とは聯邦評價法第一章の一般規定に於て、第十條に規定するものであつて次の如く定義される。

(1) 評價ニ際シテハ、他ニ別ニ規定セザル限り、一般價值ヲ基本トス。

(2) 一般價值ハ、通常取引ニ於テ經濟財貨ノ性情ニ應ジ賣却ニ際シテ獲得シ得ベキ價格

ニヨリ之ヲ定ム。通常ナラザルカ又ハ個人的事情ハ之ヲ顧慮セザルモノトス。

之によるとき一般價值とは、一般賣買に際して獲得し得る公正なる價格であると云ふことが出来る。建物なき土地とは多くは現に利用されてゐない土地が大部分である故に、その評價には收益價值を用ふることは出来ず、斯くの如き一般價值なる賣買價格を以てせざるを得ないだらう。

b、建物ある土地の評價

その上に建物ある土地及び建築中の土地の評價について聯邦評價法はその詳細なる規定を施行令に譲つてゐる。即ち、一三九頁に譯出せる「建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(一九三四年十一月十日)」である。それによるときその上に建物ある土地は次の如き五つの種類に分けられる。

(イ) 建物ある土地の下位分類

- 1、貸 家 地
- 2、營 業 地
- 3、混合利用地
- 4、一 家 族 家 屋

5、自第一號至第四號に該當せざる建築物ある土地

貸家地なる概念は、建物ある土地なる前提条件にもよる如く、必ずしも土地のみを云ふのではなく建物をも含むことは當然であるが、之は必ずしもそれが賃貸借されてゐるか否かの事實による分類ではなくして、大體に於て獨逸の市街地に於ける住宅の如く居住の目的に建てられた家屋と土地とを云ふものである。次に四號の一家族家屋なる概念であるが、我國の如き建築構造に於ては總べての家屋は多くは一家族のための家屋として作られ、一家族家屋とされる。之に反し獨逸の如きは周知の如く數家族が一家屋に居住する。その場合この土地及びその上の家屋は貸家地である。従つて貸家地なる概念は普通貸家として作られた家屋及び土地を云ふものであつて、構造上の分類であり、賃貸借される事實に重きを置くものではない。次に營業地であるが、營業地とはその八〇%以上を自己又は他人の營業用又は公の目的に利用されてゐる土地及びその上の家屋を云ふものである。注意すべきはこゝに營業地とは Geschäftsrundstücke を云ふのであるが、之と營業用土地 Betriebsgrundstücke とは概念的に同じでないことである。營業地の概念は専ら評價にとつて意義をもつものであるが、營業用土地の概念は土地の評價にとつては無關係

である。換言すれば、營業地なる概念は評價の方法に意義をもつに過ぎなく、聯邦評價法による個々の財産の種類への所屬問題にとつて意義をもつ概念ではない。(四五頁營業用土地參照)

次は混合利用地であるが、之は建物の一部は居住用に使用し、他を自己の營業又は他人の營業に使用するか又は公の目的に使用してゐる土地及びその上の建物であつて、貸家地とも營業地とも一家族家屋とも看做されないものである。

(ロ) 建物ある土地の評價方法

その上に建物ある土地の評價の規準としては年粗賃貸料又は一般價值を用ひる。原則として貸家地及び混合利用地は年粗賃貸料を幾倍かして之を評價し、其の他の土地はその上に建物なき土地と同様に一般價值を以て之を評價する。若し貸家地でも混合利用地でもその年粗賃貸料の算出又は評價が困難なるときは、例外として一般價值で以て之を評價する。又營業地に對しても限定せられた地域内に於ては年粗賃貸料を以て評價し得ることが規定されてゐる。

年粗賃貸料とは、賃借人が土地所有權者より土地又は土地の一部(建物、店舗等)を委託せられたことに對して書類又は口頭による契約に基き一ケ年の期間に支拂ふべき全代價を謂ふ。賃借

人が現金賃貸料の他に元來は賃借人の責に歸すべき種類の給付(例へば清掃又はその他の修繕、家に對する公課等)を負ふときは、その給付の價值は現金賃貸料に加算せられる。

若し賃借人と賃借人との間に親屬關係の如き特別關係があつてそのため賃貸料が低く、それが普通の賃貸料と二〇%以上相違するときは契約せられた賃貸料を規準とはしない。その場合は同じやうな土地に對して通常契約されてゐる年粗賃貸料に從つて普通の賃貸料を評定して之を用ひる。同じやうにして所有權者自ら利用してゐる土地並に無料にて委託せられてゐる土地又は現に利用されてゐない土地に對しても年粗賃貸料を評定する。

年粗賃貸料は査定期日に於ける状態を基準とする。建物ある土地の所有權者は年粗賃貸料について公の家屋簿に登録して置かなくてはならない。

次に建物ある土地の評價を年粗賃貸料で行ふとき之を公平ならしむるためには前述の如き土地の種類を分類したのみでは充分ではない。之を完全ならしむるために地域をも分類し、土地の上の有する各種の事情を參酌せねばならぬ。このため比較的大なる都市に於ては通常各區に特別の區域が分類され、中位の都市に於ても數區に分類される。この區域分類は州稅務局長が之を行

ふことになつてゐる。

さて斯くして分類した各區域によつて、年粗賃貸料を幾倍するかも相違して来る。この倍數は州稅務局長が決定する。そしてそれは賃貸された土地の買値から算出される。その際自由土地市場に於て成立した買値のみを參酌し買値に影響を及ぼすべき特別の事情は、契約された買値を加減することによつて考慮される。従つて各區域内の各種の土地の價値は一定の數を以てその年粗賃貸料を倍加することによつて算出される。

斯くして得たる土地の價値は若し、その土地の實際狀態が基準とした評價區域又は土地の種類の平均的事情と著しく懸隔するときは、輕減されることもあるし、増大せられるときもある。この訂正は年粗賃貸料による評價に際してのみ行はれることであつて、一般價値を以て評價せられるときには行はれない。年粗賃貸料の倍加によつて得た價値の減價又は増價はその三〇%以上なることは許されない。

一般價値を以て評價せられた土地にしても年粗賃貸料の倍加によつて評價せられた土地にしても、その土地のみを建物なき土地として一般價値を以て評價した場合の價値より低いことは許さ

れない。

尙ほ詳細は卷末の「建物アル土地ノ評價ニ關スル命令（一九三四年十一月十日）」を参照せられたい。

## 第五 營業 財産

(1) 概念 營業財産には主要目的としての營業の經營に用ひられる經濟單位の總べての部分に屬する。但しその經濟財貨は營業主に屬してゐなくてはならない(聯邦評價法第五十四條)。營業主に屬さない經濟財貨は聯邦評價法の第五十六條に擧げたる營利會社に屬する場合を除いては、土地財産又は其の他の財産とせられる。上記の意味は一見して甚だ不明瞭であるが、例へば商業を營むものがその店舗を借りて營業するとき、この商業なる經濟單位の部分にしてこの商人と云ふ營業主に屬する經濟財貨は之を營業財貨とするが、借りてゐる土地建物は土地財産として評價すると云ふ意味であり、又この營業主は營業用以外の財産をも有し得るが、この營業に用ひられない財貨は營業財産としないと云ふ意味である。

(2) 營業 こゝに營業とは一般經濟取引に参加してゐると云ふことによつて具體化される營

利を目的とする継続的な獨立的行爲を謂ふものである。又鑛山業、採石業の如き土地の採掘業も營業とされる。之に反し農林業は企業として營まれない限り營業とはされない。但し近海及び遠洋漁業は營業經營である。之に反し内水魚捕獲は先にも述べたる如く農林業である。(三三頁參照)。

(3) 自由職業 舊法律によれば、純粹藝術又は純粹科學に身を捧げる自由職業を除いてその他の自由職業は聯邦評價法に謂ふ營業の經營と看做されてゐたが、新法律はこの例外を認めてゐない。然しながら同法の施行令(一九三四年二月五日)によれば、「純藝術家的又ハ純科學的行爲ハ之ヲ……營業トセズ」と規定せられた。聯邦評價法第五十五條第二項に官許富籤について規定してゐるが、之は例へば官許の富籤と煙草の販賣とを結び付けて行ふ如き場合であつて、富籤を營業のために行ふと云ふ範圍を越えて行ふときは之を營業として取扱ふ意味である。

(4) 法人及びその他の團體の營業財産 聯邦評價法の第五十六條に擧げたる如き國內にその業務執行部又は本據を有する團體、人的結合體及び財産集團に屬する經濟財貨は總べて營業財産に屬するものとされる。例へば農業經營であつてもそれが株式會社によつて營まれるときは農林

業財産ではなくして營業財産である。

舊法律によれば、合名會社及び合資會社の社員の所有に屬し、會社經營に用ひられる經濟財貨も營業財産とせられてゐたが、新法律によれば、之等社員を企業家と看做し得る如き會社の財産は、社員の持分に應じて分割し自然人としての社員の財産に加算して課税せられることとなつた。換言すれば、之等の種類の會社に對する持分及び社員に屬する對象は社員そのものゝ營業財産とせられる。

(5) 營業用土地とその評價 營業用土地(Betriebsgrundstücke)については既に三九頁及び四〇頁に於て營業地(Geschäftsgrundstücke)と比較して述べた所であるが、營業用土地とは營業經營に所屬する土地である。土地である故にそれが、營業經營より分離せられるときは、農業財産として取扱はれる場合もあり得るし、又先に述べた土地財産として取扱はれる場合もあり得るのであるが、元來が營業經營に所屬すると云ふ前提條件があり、尙ほ且つ營業經營が營業として農業を經營するときは之を本法に謂ふ農業とは看做さない故に、前者の如き場合はあり得ず、一般に營業用土地は營業經營の所屬から分離せられるときは土地財産と看做されるものである。

従つて營業用土地は土地財産なる經濟單位に妥當する原則を以て限定せられる。故に營業經營に用ひられる經濟財貨は、土地財産なる概念を限定した場合の範圍に於て營業用土地に所屬する。即ち、土地、建物並に土地の従物及び構成部分は營業用土地を成すものである。但し機械及びその他の施設及びその行使自身既に營業である主觀的の物的權利は營業用土地に屬さない。

營業經營に用ひられる土地が營業主に屬さないときは(即ち借家地であるとき)、その土地は營業用土地とは看做されずして、土地財産に屬する土地と看做される。この區別は評價にとつては全然意義を持つものではない。その場合貸手が聯邦評價法第五十六條に擧げた如き營利會社である場合は、その土地は營業用土地である。(尙ほ營業用土地の概念については三三頁参照)。

營業經營に所屬する土地が、その價値の半分以上營業經營に用ひられてゐるときには、その土地全部を營業財産の一部として營業用土地として評價し、その價値の半分又はそれ以下の部分のみが營業經營に用ひられてゐるときは、その土地全部を土地財産として評價する。この規定は聯邦評價法第五十六條に擧げた如き營利會社の土地に對しては適用されない。蓋し營利會社の土地は常に營業用土地に屬するからである。

營業用土地は先にも述べたる如く營業經營の所屬關係より分離するとき、土地財産となるもの故その評價も土地財産として行はれる。従つて營業用土地は營業地又は混合利用地として評價される。(三八頁以下建物ある土地の評價及び一三九頁「建物アル土地の評價ニ關スル命令」參照)。

(6) 營業權とその評價 營業權は營業財産の一部とせられる。聯邦評價法に謂ふ營業權とは、その行使のみで既に營業が成立する如き權利であつて、例へば鑛物採掘權、藥局權、獸皮々剝權、渡船權、製粉所權の如きものである。營業權は獨立の權利でもあり得るし、非獨立の權利でもあり得る。非獨立の權利は通常土地と結び付いてゐるもので、民法第九十六條による主觀的の物的權利である(三四頁参照)。獨立の權利は土地類似の權利と土地類似にあらざる權利とに分けられる。土地類似とは聯邦法又は州法により民法の土地に關する規定を適用せられる權利である。従つて營業權は主觀的の物的權利でもあり得るし、土地類似の又土地類似にあらざる獨立の權利でもあり得る。

之等總べての種類の營業權は、それが獨立であると非獨立であるとを問はず、獨立に評價さ

れ、營業財産の部分とされる。

之に反し永小作權の如き、その行使のみでは營業を成立せしめない如き權利がある。之は従つて營業權とは看做されないのであるが、斯くの如き權利が營業經營の部分を作成してゐるときは、それは營業用土地と看做される。

漁業權は、既に内水魚捕獲が營業と看做されずして農林業に屬する（六九頁参照）故に、營業權とはならない。

營業權は一般價值を以て評價される（聯邦評價法第五十八條第四項）。一般價值は聯邦評價法第十條の原則に従つて評定せられる（三七頁参照）。斯くして評定せられた價值は、それ自身單位價值として取扱はれる。

(7) 營業負債と積立金 聯邦評價法は原則として、全財産を構成する各種の財産は之を負債を顧慮せずして評價し、負債の控除は全粗財産よりすることを規定してゐる。この點に於て例外を成すものは營業財産の場合である。但しそれも營業用土地とか營業權とかの部分を作成するものより控除する意味ではなく、全體としての營業財産より控除すると云ふ意味である。之に反し例へ

ば農業經營主は農業財産の他に土地財産を所有し得るわけであるが、その農業經營主の負債は、その農業經營主の全財産より之を控除するのである。従つて農林業經營、土地、營業用土地及び營業權にあつてはそれらの單位價值は純財産にあらずして、粗財産を表はすものであるが、營業財産にあつては單位價值は純財産を表はすものである。其の際負債の控除は營業經營の全體又は部分と經濟的關係を有する負債のみについて行はれること勿論である。従つて負債は原因的に營業の經營と關聯するものでなくてはならない。然しながら負債が營業經營の全體と關聯するか又は部分と關聯するかは法律關係は問はない。例へば或人が營業經營の成立前に二萬ライヒスマルクの負債を有して居り、後に之を營業土地の上に抵當權を設定して保證したとすると、この負債は營業財産の評價に際しては顧慮されない。それは全財産算定の場合に全粗財産から控除される。積立金については聯邦評價法第六十二條第二項を参照されたい。

(8) 營業財産の評價 既に先にも各所に於てそれらの評價方法を述べたる如く、營業財産の評價に對しては、農林業財産及び土地財産の評價に對するとは反對に、全體としての經濟單位の評價と云ふ原則は適用されない。即ち、營業財産に所屬する各種の部分は分離して評價され



る。而して之等個々の價値の總計から營業負債及び積立金を控除したものが營業財産の總價値(單位價値)である。營業用土地及び營業權は營業經營と云ふ經濟單位の下位單位を成すものであるが、之が評價に際しては營業經營との經濟的關係を顧慮せずして之を評價し、斯くして得たる個々の價値はそれ自身又單位價値と看做される。同様に有價證券、物的會社に對する持分及び享樂證券に對する價値も經營に對する所屬關係を顧慮せずして評價される(五一頁参照)。之に反し營業經營の其の他の部分特に機械の如きは部分價値(Teilwert)を以て個々に評價される。部分價値とは聯邦評價法第十二條に定義する如く、全企業を賣却するものと假定し、然もこの企業を獲得した者が之を繼續するものとして、全企業の賣値の範圍内で個々の經濟財産を評價する額である(八七頁参照)。

#### 第六 其の他の財産

(1) 概念 農林業財産、土地財産又は營業財産に屬せざる限り總べての經濟財貨は其の他の財産に屬する。聯邦評價法は第六十七條に於て其の他の財産に屬するものを列舉し、第六十八條に於て其の財産に屬さざるものを擧げてゐるが、其の他の財産に屬するか否かによつて、今まで

擧げた各種財産以外の經濟財貨が財産税の基礎となるか否かゞ決定される。之等の經濟財貨については聯邦評價法第六十七條を参照されたい。

(2) 評價 其の他の財産に屬する經濟財貨については、聯邦評價法の第二條の規定、即ち、一經濟單位に所屬する經濟財貨は之を全體として評價すると云ふ規定は何等の意義を有するものではない。之等は取引の觀點よりみると、少數の例外を除いては、獨立的經濟單位と觀得るものである。従つて各經濟財貨はそれ自身評價される。而して其の他の財産に對しては特別の評價規定が規定されてゐない故に、聯邦評價法の第十條、第十一條及び第十三條以下が適用される。但し有價證券等の評價については次に述べる如くである。

(3) 有價證券及び持分の評價 有價證券及び持分の評價については聯邦評價法の第十三條にその原則を規定してゐる。即ち、國內に於て相場を有する有價證券及び持分は之を相場を以て評價する。その相場は本査定期日(今回は一九三五年一月一日)に先行する年の十二月卅一日の相場を基準とする(聯邦評價法第六十九條第一項)。又相場を有しないときは之を一般價値を以て評價することゝ規定せられてゐる。然るに聯邦評價法第七十條に於ては、上述の評價方法の代り

に課稅價值を確定し得ることが規定されてゐる。この課稅價值査定のための條件については同法第七十一條及び課稅價值査定の手續については同法七十二條を参照されたい。更に一九三五年二月五日の同法施行令第五十七條は次の如く規定してゐる。

有價證券、持分及び享樂證券ニ對シテハ次ノ如ク適用ス。

- 1、課稅價值ヲ確定シタルトキハコノ課稅價值ヲ基準トス。
- 2、課稅價值ヲ確定セザルモ國內ニ官廳ノ相場ガ存スルトキハ、コノ相場を基準トス。(法律第十三條第一項)。

- 3、課稅價值ヲ確定セズシテ然モ國內ニ官廳ノ相場ガ存セザルモ之ガ外國ニ存スルトキハ、コノ外國相場ヲ査定期日ニ於ケル支拂ヒノタメノ中位ノ爲替相場ニ換算シテ基準トス。

- 4、課稅價值モ國內又ハ外國官廳相場モ存セザルトキハ、一般價值ヲ基準トス(法律第十三條第二項及第十條第一項)。

## 第七 全 財 産

(1) 概念 法律は全財産と國內財産とを規定してゐる。全財産とは今まで述べた如く個々の財産の種類によつてそれ／＼に取扱はれた總べての經濟財貨の總體を云ひ、財産稅の無制限納稅義務者の財産に關するものであり、之に對し國內財産は制限付納稅義務に服する財産である。

全財産には、そして國內財産にも、財産稅法又は他の法律によつて財産稅から免除された經濟財貨は屬さない(聯邦評價法第七十三條第二項)。この規定は一定の經濟財貨に對する免除のみを謂ふのであるが(客體的免除)、之に反して財産稅法そのものは、直接に主體的免除のみを規定してゐる(財産稅法第三條)。何れにせよ、聯邦評價法に謂ふ全財産及び國內財産は財産稅の算定基礎を成すものである。

(2) 價値の算定 全財産の價値の算定に際しては、個々の財産をその種類によりそれ／＼の財産の種類に所屬せしめて評價した價値を以て總べての經濟財貨を捕捉する。即ち、農林業財産、土地財産及び營業財産に所屬する經濟財貨に對しては、それ／＼の單位價値を評定し、其の他の經濟財貨に所屬する經濟財貨に對しては個々の價値を評定する。之等の價値の總和は全粗財産の價値である。この全粗財産より負債及び其の他許されたる額(聯邦評價法第七十四條)を控

除して全財産が算出される。

#### 第八 國內 財産

國內財産につきましては既に五三頁に於て全財産の概念の説明に際して述べた所に略々明かである。財産税の制限付納税義務者は國內財産に對してのみ課税せられる。國內財産に所屬するものは、聯邦評價法第七十七條第二項に列擧せられてゐるが、要するに獨逸國內に住所を有せざる自  
然人及び獨逸國內に事業執行部又は本據を有せざる團體等の獨逸國內に有する財産である。

以上により財産税の算定の基礎を成す全財産及び國內財産の算定方法を述べ終つた故に、こゝに再び財産税に戻ることをする。

#### 第四節 税 額 算 定

(1) 自然人に對する免除額 従來は無制限納税義務者(自然人及び法人)にあつては、一〇〇ライヒスマルク以下の端數を切捨て、二〇、〇〇〇ライヒスマルク以下の財産に對しては財産税は徴收せられなかつた。そしてこの免税點は、自然人にあつては最後の年収入が四、〇〇〇ラ

イヒスマルク又は五、〇〇〇ライヒスマルク以上に達せず、そして納税義務者が六十歳以上なるか又は營業能力無きときは事情により三〇、〇〇〇ライヒスマルクまで引上げられてゐた。即ち、自然人でも法人でも二〇、〇九九ライヒスマルクまでの財産は免税せられてゐたが、二〇、一〇〇ライヒスマルクの財産を有するときは、この全財産に對して課税せられた。これに對し新財産税法は人口政策的理由より、自然人に對して免除額の制度を採用し、之に改正を加へた。即ち、自  
然人の財産に對しては何れの場合にもはじめから一〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除し、その殘額に對して課税する方法である。自然人の有する財産より免除せられる額及び場合を列擧すれば次の如くである。

イ、如何なる場合にも一〇、〇〇〇ライヒスマルク

ロ、配偶者が共に無制限納税義務を負ひ而して永續的に分れて生活してゐないとき妻のために

一〇、〇〇〇ライヒスマルク、配偶者の一方の死亡の際前記の條件があつた場合殘存せる

配偶者に對しても死亡せる配偶者のために、この免除額は與へられる。

ハ、納税義務者の世帯に屬する納税義務者の子供のために一〇、〇〇〇ライヒスマルク、事情に

よつてはこの免除額は二十五歳までの成年の子供のためにも與へられる。子供とは卑屬の他準子、養子及び收養子及びその卑屬を謂ふ。

ニ、納税義務者が少くとも六十歳に達してゐるか又は營業能力なく、而してその最後の年収入が三、〇〇〇ライヒスマルクを越えないときは更に一〇、〇〇〇ライヒスマルク。

以上の如く控除せられる故に無制限納税義務を負ふ自然人にあつては、一、〇〇〇ライヒスマルク以下の端数は五〇〇ライヒスマルク以上を切上げ、それ以下を切捨て、一一、〇〇〇ライヒスマルクを超える全財産を有する者がはじめてその残額一、〇〇〇ライヒスマルクに對して課税せられ、それ以下の財産所有者は全然免税せられる。更に配偶者は妻のために一〇、〇〇〇ライヒスマルク、そして結局二〇、〇〇〇ライヒスマルクを免除せられる故に、子供を有せざる時は二一、〇〇〇ライヒスマルクの財産所有者にしてはじめてその残額一、〇〇〇ライヒスマルクに課税せられる。而して一人の子供を有するときははじめに一〇、〇〇〇ライヒスマルク、妻及び子供のために計二〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除せられ結局三〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除せられる故に三一、〇〇〇ライヒスマルクの財産を有するときはじめて、その残額一、〇〇〇ライ

ヒスマルクに課税せられる。以下子供の數が多くなるに従つて免除額も多くなる。之については六〇頁の表を参照せられたい。尙ほ五九頁の税率をも参照せられたい。

(2) 法人及びその他の團體に對する最低課税と課税限界 上記の如き自然人に對する輕減に反し、物的會社にあらざる無制限納税義務を有する團體に對しては、その免税點は以前の二〇、〇〇〇ライヒスマルクより一〇、〇〇〇ライヒスマルクに引下げられた。(物的會社及び無制限納税義務を有する團體については九頁参照)。而してその全財産が一〇、〇〇〇ライヒスマルクを超えるときは、その全財産に對して課税せられる。即ち自然人の場合の如く一〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除した残額に課税するのではない。之に反して無制限納税義務を負ふ物的會社に對しては、有限責任會社にあつては二〇、〇〇〇ライヒスマルクの財産を、其の他の物的會社にあつては五〇、〇〇〇ライヒスマルクの財産を最低財産額と看做し、之を基本として課税する。(有限責任會社は獨逸の會社組織の一形式であつて、之も人的會社、即ち合資會社、合名會社に對し物的會社とせられる)。即ち、有限責任會社に對しては何れも最小限度二〇、〇〇〇ライヒスマルクの財産を有するものと看做し、之を基本とするが、有限責任會社にしても之以上の財産を有するも

のもある故に、之等に對してはその實際の財産額に課税すること勿論である。之に對し有限責任會社以外の物的會社、即ち株式會社、株式合資會社等に對しては、何れも最少限度五〇、〇〇〇ライヒスマルクの財産を有するものと看做し、之を基本とする。之によつて群少物的會社に對するその財産額査定上の手数を省き得るのみならず、匿名的會社組織の物的會社を合名會社、合資會社又は個人企業へ組織變更せしめんとするものである。

尙ほ五九頁の税率を参照せられたい。

尙ほ有限責任會社にあつては二〇、〇〇〇ライヒスマルクを最低財産とする故に、從つてその千分五、即ち最低限度一〇〇ライヒスマルクの財産税を徴收せられ、その他の物的會社は五〇、〇〇〇ライヒスマルクの千分之五、即ち最低限度二五〇ライヒスマルクの財産税を徴收せられることとなる。

(3) 納税義務財産 上述の如き關係より納税義務財産は次の如く列擧せられる。

- イ、無制限納税義務を負ふ自然人にあつては、全財産より免除額を控除したる殘額。
- ロ、無制限納税義務を負ふ物的會社にあつては全財産、但し株式會社、株式合資會社、鑛山法

労働組合にあつては少くとも五〇、〇〇〇ライヒスマルク、有限責任會社にあつては少くとも二〇、〇〇〇ライヒスマルク。

ハ、無制限納税義務を負ふ其他の團體、人的結合體、施設及び財産集團にあつては、一〇、〇〇〇ライヒスマルク以上の財産に對し全財産。

ニ、制限付納税義務者にあつては國內財産である。

(4) 税率 一九三一年の財産税法によれば税率は財産の千分之五であつて、五〇、〇〇〇ライヒスマルク以上に達しない財産に對しては千分之三まで輕減せられ、二五〇、〇〇〇ライヒスマルク以上の財産に對しては千分之七、五まで増大せられてゐたが、新財産法によれば税率は一率に千分之五と定められた。この點に非常に簡單にはなつたが、小財産に對する負擔が重くなつたかの感がある。然しながら之は一〇、〇〇〇ライヒスマルクと云ふ免除額によつて相殺せられ、必ずしもそうではない。





### 第五節 財産税の査定期間及び期日

(1) 本査定 財産税の全般的査定、即ち所謂本査定は三會計年度(四月一日より三月卅一日まで)のために行はれる。この期間は本査定期間である。然しながら聯邦大藏大臣はこの期間を短縮又は延長することが出来る。本査定には本査定期日に決定した納税義務財産の價值を標準とする。即ち本査定期間に先行する暦年度の始めに査定した價值である。

例へば新財産税法による最初の本査定は一九三六年四月一日より一九三九年三月卅一日に終る三會計年度のために行はれるものであつて、その査定期日は一九三五年の一月一日である。更に一九三九年四月一日より一九四二年三月卅一日に終る三會計年度のためにはその査定期日は一九三八年の一月一日である。従つて本査定期間のはじめと、本査定期日との間には一年三ヶ月の期間がある。この期間是要するに評價事務に費されるのである。

(2) 再査定 上に述べた如き本査定期間のはじめと、本査定期日との間の一年三ヶ月間に財産が變動する可能性がある。故に財産税法第十三條は再査定を規定してゐる。

再査定は、暦年度の始めに算定する財産の價值が、その暦年度にはじまる會計年度に對して標準となる價值と五分之一以上相違するときに行はれる。例へば、一九三五年一月一日に財産が一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクと評價されたとき、之に従つて一九三六年四月一日から一九三九年三月卅一日まで課税せられるのであるが、一九三六年、一九三七年又は一九三八年の一月一日までに財産の價值が一九三五年一月一日の状態に對して二〇、〇〇〇ライヒスマルク以上減少するか増加するときは再査定が行はれる。

(3) 追加査定 例へば株式會社が新に設立せられるとか、外國人が住所を國內に移すとか云ふ如き、

- 1、人的納税義務が新に發生するか又は
  - 2、制限付納税義務者が無制限納税義務を負ふるに至るか又はその反對の場合
- には追加査定が行はれる。その場合財産は、株式會社の設立とか住所の移動とか免税理由の消滅とかの事件に續く暦年度の始めに査定せられる。

尙ほ財産税については納税期等述べべきこともあるが之等は法文により容易に理解し得られる



ものである故に之を省略する。

### 第四章 財産稅法 (正文)

— 一九三四年十月十六日 —

- 一、納稅義務、算定ノ基礎 (自第一條至第四條)
  - 二、稅額 算定 (自第五條至第十條)
  - 三、査定、(自第十一條至第十五條)
  - 四、租稅 納付 (自第十六條至第二十條)
  - 五、經過規定及ビ末則 (自第二十一條至第二十三條)
- 聯邦政府ハ次ノ法律ヲ議決シ茲ニ之ヲ公布ス
- 一、納稅義務、算定ノ基礎

#### 第一條 無制限納稅義務

- (1) 財産稅ノ無制限納稅義務者ハ之ヲ次ノモノトス。
- 1、國內ニ住所又ハ通常滞在在地ヲ有スル自然人。
- 財産稅法(正文)

- 2、國內ニ其ノ業務執行部又ハ本據ヲ有スル次ノ如キ團體、人的結合體及ビ財產集團。
  - イ、物的會社（株式會社、株式合資會社、有限責任會社、植民會社、鑛山法勞動組合）
  - ロ、產業組合
  - ハ、相互保險組合
  - ニ、其ノ他私法上ノ法人
  - ホ、法律上ノ能力ヲ有セザル協會、施設、財團及ビ其他ノ目的財產
  - ヘ、公法上ノ信用機關

(2) 無制限財產稅納稅義務ハ全財產ニ及ブモノトス。

### 第二條 制限付納稅義務

- (1) 財產稅ノ制限付納稅義務者ハ之ヲ次ノモノトス。
  - 1、國內ニ住所ヲモ通常ノ所在地ヲモ有セザル自然人。
  - 2、國內ニ其ノ業務執行部ヲモ其ノ本據ヲモ有セザル團體、人的結合體及ビ財產集團
- (2) 制限付納稅義務ハ國內財產ニノミ及ブモノトス。

### 第三條 免除

- (1) 次ノモノハ財產稅ヨリ之ヲ免除ス。
  - 1、ライヒスバング、獨逸地代銀行、獨逸地代銀行信用會社
  - 2、州立銀行ニシテソレガ國家經濟的使命ヲ遂行スルモノ。
  - 3、企業ニシテソレノ出資ガ專ラ國、州、自治體、自治體聯合又ハ目的聯合ニ屬シ收益ガ專ラ之等ノ團體ニ流入スルトキ。
  - 4、公的又ハ州ノ監督ニ從フ貯蓄金庫ニシテソレガ本來ノ貯蓄取引ニ從事スルモノ。
  - 5、伐採林、森林、山林及ラウプ組合及ビ類似ノ土地團體、之等ガ副業ノ範圍ヲ超ユル業務ヲ營ムトキ又ハ斯ル業務ヲ賃貸スルトキハ、ソノ限リニ於テ納稅義務ヲ負フモノトス。
  - 6、團體、人的結合體及ビ財產集團ニシテ、定款、設立趣意書又ハ其ノ他ノ規約ニ依リ、及ビ其ノ實際上ノ經營ニ依リ教會、公益又ハ慈善ノ目的ニ終始及ビ直接從事スルモノ、之等ガ財產管理ノ範圍ヲ超ユル經濟的經營ヲ爲ストキハ、ソノ限リニ於テ納稅義務ヲ負フモノトス。
  - 7、法能力ヲ有スル年金、寡婦、孤兒、死亡、疾病、救濟金庫及ビ聯邦大藏大臣ノ詳

細ナル命令ニヨル所ノ其ノ他困窮及ビ失業時ノタメノ法能力ヲ有スル救濟金庫。

2 第一項自第二號至第七號ノ免除ハ之ヲ制限付納稅義務者(第二條)ニハ適用セズ。

#### 第四條 算定ノ基礎

(1) 財産稅ノタメノ査定ニ際シテハ、無制限納稅義務者(第一條第二項)ノ全財産及ビ制限付納稅義務者(第二條第二項)ノ國內財産ハ、之ヲ聯邦評價法自第七十三條自第七十七條ニ從ヒ調査シタル價值ヲ以テ評定ス、無制限納稅義務ヲ有スル物的會社ニアリテハ、少クトモ第六條第一項ニ記載シタル財産額ヲ評定ス。

(2) 全財産又ハ國內財産ノ價值ハ、一、〇〇〇ライヒスマルク以下ノ端數ヲ切捨ツルモノトス。五〇〇ライヒスマルク以下ノ額ハ之ヲ切捨テ、五〇〇ライヒス以上ノ額ハ之ヲ切上グルモノトス。

#### 二、稅額算定

##### 第五條 自然人ニ對スル免除額

(1) 無制限納稅義務ヲ有スル自然人ニアツテハ次ノ額ヲ免除ス(免除額)。

1、如何ナル場合ニ於テモ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。

2、配偶者ガ無制限納稅義務ヲ有シ、永續シテ離レテ生活セザルトキ納稅義務者ノ妻ニ對シ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。配偶者ノ何レカガ死亡シタルトキ前記ノ條件存シタルトキハ、殘存セル夫妻ノ何レカノタメニ、死亡シタル夫妻ニ對シテモ免稅額ヲ付與ス。

3、納稅義務者ノ世帯ニ屬スル納稅義務者ノ未成年子供ニ對シ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。申告アルトキハ、納稅義務者ノ費用ニ依リ職業修業中ニシテ未ダ滿二十五歲ニ達セザル成年ノ子供ニ對シテモ、納稅義務者ノ世帯ニ屬セザルトキト謂ヘ共免稅額ヲ付與スルモノトス、免稅額ハ無制限納稅義務ヲ有スル子供ニ對シテノミ付與スルモノトス。本規定ニ於ケル子供トハ、卑屬ノ他準子、養子及ビ收養子及ビ其ノ卑屬ヲ謂フ。

(2) 次ノ兩條件存スルトキハ尙ホ一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ免除ス。

1、納稅義務者ガ六十歲以上ナルカ又ハ少クトモ三ヶ年營業不能ナルコト豫見シ得ルトキ。

2、納稅義務者ノ最後ノ年收入ガ三、〇〇〇ライヒスマルク以上ニ達セザルトキ。納稅義務者ノ査定セラルベキ收入ハ、査定期日ニ先行スル曆年度ノ收入トス。納稅義務者ガ當該年度ニ對シ所得稅納付ヲ査定セラレザルトキハ、收入ハ之ヲ所得稅法ノ規定ニ從ヒ算定ス。

一括査定セラレタル配偶者ノ生計費ガ主トシテ妻ノ營業行爲ヨリ生ズル收入ニヨリ支出セラレタルトキハ、第一號及ビ第二號ノ免稅額引上ゲノ條件ハ、夫ニアラズシテ妻ガ六十歳以上ナルカ又ハ少クトモ三ケ年營業不能ナルコト豫見シ得ルトキニモ存スルモノトス。

(3) 免稅ノ額ニ對シテハ本査定期日(第十二條第二項)ノ情況ヲ基本トス。再査定ノ場合ニモ本査定期日ノ情況ヲ標準トス。但シ第十一條ニヨリ一括査定セラレタル者ノ一人ガ死亡シ、而シテ其ノ者又ハ殘存者ニ對シ再査定ガ行ハレルトキハ、免稅額ハ再査定期日(第十三條第二項)ニ於ケル情況ヲ基本トス。追加査定ノ場合ハ追加査定期日(第十四條第二項)ニ於ケル情況ヲ標準トス。

### 第六條 團體ノ最低課稅及ビ課稅限界

(1) 無制限納稅義務ヲ有スル物的會社(第一條第一項第二號イ)ニアリテハ課稅ノ基礎ニ次ノ如キ最低財産額ヲ置ク。  
1、株式會社、株式合資會社、植民會社及ビ鑛山法勞動組合ニアリテハ五〇、〇〇〇ライヒスマルク。  
2、有限責任會社ニアリテハ二〇、〇〇〇ライヒスマルク。  
其ノ財産ノ一部ノミヲ以テ課稅セラル、物的會社ニ對シテモ之ヲ適用ス。

(2) 無制限納稅義務ヲ有スル其ノ他ノ團體、人的結合體及ビ財産集團(第一條第一項第二號自(イ)至(ヘ)ヨリハ、全財産(第四條)ガ一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルトキニノミ財産稅ヲ徵收ス。

### 第七條 納稅義務財産

(1) 無制限納稅義務者ニシテ  
イ、自然人ニアリテハ  
全財産(第四條)ヨリ免除額ヲ控除シタル後殘存セル財産額、  
ロ、物的會社ニアリテハ  
全財産、但シ少クトモ第六條第一項ニ記載シタル財産額、  
ハ、一〇、〇〇〇ライヒスマルク以上ノ財産ヲ有スル第六條第二項ニ記載シタル團體、人的結合體及ビ財産集團ニアリテハ

全財産ヲ

納税義務財産トス。

(2) 制限付納税義務者ニアリテハ

國內財産ヲ

納税義務財産トス。

第八條 税率

財産税ハ納税義務財産(第七條)ノ年千分之五トス。

第九條 外國關係ニ於ケル包括課税

國內ニ於テ納税義務ヲ有セザルカ又ハタゞ制限付納税義務ヲ有スル者ト納税義務者トノ直接又ハ間接ノ特殊關係ガ財産減少ヲ可能ナラシムルトキ、地方稅務局ハ證明セラレタル財産ヲ顧慮スルコトナク稅額ヲ決定スルコトヲ得。地方稅務局ハ其ノ裁量ニ依リ之ヲ決定ス。

第十條 其ノ他ノ場合ニ於ケル包括課税

(1) 聯邦大藏大臣ハ、國外ヨリノ移住ニヨリ無制限納税義務ヲ負フルニ至ル者ノ稅額ヲ無制限納

税義務ノ發生後十ヶ年繼續シテ包括額ニテ決定スルコトヲ得。

(2) 稅務局ハ、國民經濟の理由ヨリ合理的ナルカ又ハ財産ノ分割算定ガ特別困難ナルトキハ、制限付納税義務者ノ稅額ヲ全部又ハ一部免除シ又ハ包括額ニテ決定スルコトヲ得。

三、查定

第十一條 總括查定

(1) 配偶者ハ、第五條第一項第二號第二句及ビ第三項ニヨリ妻ニ對シ免除額ガ付與セラル、トキハ、總括シテ之ヲ查定ス。

(2) 兩親ハ、第五條第一項第三號及ビ第三項ニヨリ免除額ガ付與セラル、子供ト共ニ總括シテ之ヲ查定ス。

第十二條 本查定

(1) 財産税ノ一般查定(本查定)ハ三會計年度ノタメ之ヲ行フモノトス。四月一日ヨリ三月三十一日マデノ期間ヲ會計年度トス。聯邦大藏大臣ハ、之ヨリ短キ又ハ永キ期間ニ對シ本查定ヲ行フコトヲ規定スルコトヲ得。本查定ノ適用セラル、期間ハ之ヲ本查定期間トス。

- (2) 本査定ニハ、本査定期間ニ先行スル曆年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ曆年度ノ始メヲ本査定期日トス。

第十三條 再 査 定

- (1) 曆年度ノ始メニ存シタル全財産又ハ國內財産ノ價值(第四條)ガ當該曆年度ニ始マルベキ會計年度ニ對シ標準タルベキ價值ト五分之一以上相違スルトキハ、財産稅ハ更ニ之ヲ査定ス(再査定)。物的會社ニアリテハ、財産變化ノ範圍調査ハ少クトモ第六條第一項ニ記載シタル額ヨリ之ヲ行フモノトス。聯邦大藏大臣ハ價值限度ヲ別ニ決定スルコトヲ得。

- (2) 再査定ニハ、價值變化ニ續ク曆年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ曆年度ノ始メヲ再査定期日トス。

- (3) 稅ノ輕減ハ申告ニヨリテノミ之ヲ行フ。申告ハ其ノ始メニ再査定ヲ要求スル曆年度中ニ之ヲ提出スベキモノトス。申告ハ如何ナル場合ニモ、申告ニ基ク査定ヲ取消シ得ザルニ至リタル日ヨリ一ヶ月以内ニ尙ホ提出スルコトヲ得。申告期間ハ除斥期間トス。

- (4) 再査定ハ、再査定期日ニ續ク會計年度ノ始メヨリ之ヲ適用ス。元ノ査定ハ之ヲ此ノ時マデ適用ス。

用ス。

第十四條 追 加 査 定

- (1) 本査定期日(第十二條第二項)後

1、人的納稅義務ガ新タニ發生スルカ又ハ

2、人的免除理由ガ消滅スルカ又ハ

3、制限付納稅義務者ガ無制限納稅義務ヲ又ハ無制限納稅義務者ガ制限付納稅義務ヲ負フルニ至ルトキ

財産稅ハ之ヲ追加査定ス(追加査定)。

- (2) 追加査定ニハ標準事項ニ續ク曆年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ曆年度ノ始メヲ追加査定期日トス。

- (3) 追加査定ハ追加査定期日ニ續ク會計年度ノ始メヨリ之ヲ適用ス。

第十五條 納稅義務ノ消滅

納稅義務ガ消滅スルカ又ハ人的免除理由ガ生ジタルトキハ、租稅ハ之ヲ、納稅義務ノ消滅セルカ

又ハ免除理由ノ生ジタル曆年度ト其ノ始メノ一致スル會計年度ノ終了スルマデ徵收ス。

#### 四、租稅納付

##### 第十六條 年租稅負債ノ納付

租稅ハ年租稅負債ノ四分之一ツツ五月十日、八月十日、十一月十日、及ビ二月十日ニ之ヲ納付スルモノトス。其ノ財産ガ主トシテ農林業財産ヨル成ル納稅義務者ハ五月十日ニ年租稅負債ノ四分之一、十一月十日ニ年租稅負債ノ半分、二月十日ニ年租稅負債ノ四分之一ヲ納付スルモノトス。

##### 第十七條 前納

第十六條ニ記載シタル納付期日マデニ納稅義務者ニ對シ年租稅負債ガ未ダ告知セラレザルトキハ、其ノ日ニ納稅義務者ハ最後ニ決定セラレタル年租稅負債ノ四分之一ノ額ヲ納付スルモノトス。第十六條第二句ハ同様ニ之ヲ適用ス。

##### 第十八條 前納金ノ清算

(1) 納稅決定告知マデニ納付シタル前納金(第十七條)ノ總額ガ先行シタル納付期日(第十六條)ニ對スル稅額決定告知後生ズル租稅負債ヨリ少額ナルトキハ、其ノ差額ハ稅額決定告知後一ケ

月以内ニ之ヲ納付スルモノトス(追加納付)。延滞シタル前納金ヲ之ヨリ以前ニ納付スベキ義務ニハ觸レザルモノトス。

(2) 稅額決定告知マデニ納付シタル前納金ノ總額ガ先行シタル納付期日(第十六條)ニ對スル稅額決定告知後生ズル租稅負債ヨリ大ナルトキハ、其ノ差額ハ稅額決定告知後相殺又ハ拂戻ニヨリ之ヲ決済ス。

(3) 第一項及第二項ハ、査定ガ新決定(例ヘバ再査定、訂正査定、法律上ノ決定)ニヨリ遡及力ヲ以テ變更セラレタルトキ同様ニ之ヲ適用ス。

##### 第十九條 租稅ノ追納

納稅義務者ガ年租稅負債ノ告知マデニ第十七條ニヨル前納金ヲ納付セザリシトキハ、稅額決定告知後先行シタル納付期日(第十六條)ニ對シ生ズル租稅負債ヲ、稅額決定告知後一ケ月以内ニ納付スルモノトス。

##### 第二十條 内部關係ニ於ケル稅割當

(1) 配偶者ヲ又ハ兩親ト其ノ子供トヲ財産稅ニ總括査定シ(第十一條)、市民權ニヨル租稅負債

ガ關與者ノ多數ノ負擔トナルトキ、關與者相互ノ分割ノタメ、免稅額(第五條)ヲ顧慮セズシテ生ズル割合ニ應ジ個々ノ稅額割當ヲ算出ス。

(2) 第一項ハ、殘存セル配偶者ト繼續スル財産共同ニ關與セル卑屬間ノ財産法上ノ關係ニ關シ繼續セル財産共同ニ對シ同様ニ之ヲ適用ス

五、經過規定及ビ末則

第二十一條 納稅義務者ノ範圍擴張

聯邦大藏大臣ハ、第一條第一項第二號ニ學ゲタル他ノ人的結合體ヲ無制限納稅義務者タラシメ、其ノ課稅ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

第二十二條 産業組合

聯邦大藏大臣ハ、産業組合ノ一定部類ヲ免稅スルカ又ハ其ノ課稅ヲ特別ニ定ムルノ權限ヲ有ス。

第二十三條 最初ノ本査定

本法ニ基ク最初ノ本査定(第十二條)ニハ、一九三六年四月一日ヨリ効力ヲ有スル一九三五年一月一日ニ調査シタル納稅義務財産ノ價值ヲ基本トス。

伯 林 一九三四年十月十六日

聯邦總統

ア ド ル フ ・ ヒ ト ラ ー

聯邦大藏大臣

伯爵

シ ユ ウ エ ー リ ン ・ フ オ ン ・ ク ロ ー ジ ッ ク



## 第五章 聯邦評價法(正文)

— 一九三四年十月十六日 —

- 第一章 一般的評價規定 (自第一條至第十七條)
- 第二章 特別評價規定 (自第十八條至第七十七條)
  - 第一節 單位評價 (自第二十條至第六十六條)
    - イ、根本概念 (自第二十條至第二十三條)
    - ロ、價值調査 (自第二十四條至第六十六條)
    - 一、農林業財産 (自第二十八條至第四十九條)
      - イ、農業財産 (自第二十九條至第四十四條)
      - ロ、林業財産 (自第四十五條至第四十六條)
      - ハ、葡萄栽培業財産 (第四十七條)
      - ニ、園藝業財産 (第四十八條)
      - ホ、其他ノ農林業財産 (第四十九條)

- 二、土地財産 (自第五十條至第五十三條)
- 三、營業財産 (自第五十四條至第六十六條)
- 第二節 其他ノ財産、全財産及ビ國內財産 (自第六十七條至第七十七條)
  - イ、其他ノ財産 (自第六十七條至七十二條)
  - ロ、全財産 (自第七十三條至第七十六條)
  - ハ、國內財産 (第七十七條)
- 第三章 經過規定 (自第七十八條及第七十九條)

聯邦政府ハ次ノ法律ヲ議決シ茲ニ之ヲ公布ス。

### 第一章 一般的評價規定

#### 第一條 適用範圍

一般的評價規定(自第二條至第十七條)ハ、租税法又ハ本法第二章ニヨリ別ニ規定セザル限り、聯邦、州、自治體、自治體聯合及ビ公法上ノ宗教組合ノ租税ニ之ヲ適用ス。

#### 第二條 經濟單位

(1) 各經濟單位ハソレ自身之ヲ評價ス。其ノ價值ハ全體トシテ之ヲ決定ス。經濟單位トハ取引ノ

聯邦評價法(正文)

觀點ヨリ之ヲ決定ス。地方的慣習、實際的慣行、目的決定及び個々ノ經濟財貨ノ經濟的結合ハ之ヲ顧慮ス。

- (2) 多數ノ經濟財貨ハ、ソレガ同ジ所有者ニ屬スル限りニ於テノミ之ヲ經濟單位ト看做ス。  
 (3) 第一項及び第二項ノ規定ハ、個々ノ經濟財貨ノ評價ガ規定セラル、限り之ヲ適用セズ。

第三條 多數關與者アル場合ノ價值調査

一ツノ經濟財貨ガ多數人ニ所屬スルトキハ、其ノ價值ハ之ヲ全體トシテ調査ス。其ノ價值ハ、標準トスル租稅法ニヨリ其ノ共同體ガ獨立シテ納稅義務ヲ負ハザル限り、關與ノ割合ニ應ジ關與者ニ之ヲ割當ス。

第四條 停止條件付取得

其ノ取得ガ停止條件發生ト關聯スル經濟財貨ハ、其ノ條件ノ發生シタルトキハジメテ之ヲ顧慮ス。

第五條 解除條件付取得

(1) 解除條件ノ下ニ取得シタル經濟財貨ハ之ヲ無條件的ニ取得シタルモノ、如ク取扱フ。不確定繼續期間收益ノ資本價值算出ニ關スル規定(第十五條第二項第三項、第十六條、第十七條、第

三項)ニハ觸レザルモノトス。

- (2) 條件發生スルトキハ、經常的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、申告ニ應ジ取得ノ實際價值ニヨリ之ヲ訂正ス。申告ハ條件發生ニ續ク年度ノ終リマデニ之ヲ提出スベキモノトス。

第六條 停止條件付負擔

- (1) 其ノ成立ガ停止條件ト關聯スル負擔ハ之ヲ顧慮セズ。

- (2) 條件發生ノ場合ニ對シテハ第五條第二項ヲ適宜適用ス。

第七條 解除條件付負擔

- (1) 其ノ繼續ガ解除條件付ナル負擔ハ、其ノ資本價值ヲ第十五條第二項及び第三項、第十七條第三項ニヨリ算出セザル限り、無條件負擔トシテ之ヲ差引ク。

- (2) 條件ガ發生スルトキハ、經常的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、適當ニ之ヲ訂正ス。

第八條 不確定時日マデノ期限

自第四條至第七條ハ經濟財貨ノ取得又ハ負擔ノ成立又ハ消滅ガ其ノ發生時日ノ不確定ナル事項ト關聯スルトキニモ之ヲ適用ス。

第九條 處分制限

評價ニ際シテハ次ノ制限ヲ顧慮セザルモノトス。

- 1、納稅義務者ガ先位相續人トシテノ資格ニ於テ先受遺者トシテ遺産ノ引渡後從テ制限
- 2、納稅義務者ガ世襲農地、世襲財産、采邑又ハ同族地、家族地又ハ其ノ他ノ制限付財産ノ所有者トシテノ資格ニ於テ從テ制限

第十條 評價原則、一般價值

- (1) 評價ニ際シテハ、他ニ別ニ規定セザル限り、一般價值ヲ基本トス。
- (2) 一般價值ハ、通常ノ取引ニ於テ經濟財貨ノ性情ニ應ジ賣却ニ際シテ獲得シ得ベキ價格ニヨリテ之ヲ決定ス。其ノ際價格ニ影響スル總ベテノ事情ヲ顧慮ス。通常ナラザルカ又ハ個人的ナル事情ハ之ヲ顧慮セズ。

- (3) 納稅義務者又ハ先主ガ個人ニ於テ設定シタル處分制限モ亦之ヲ個人的ナル事情ト看做ス。

第十一條 土地所有ト結ビ付キタル權利、構成部分及ビ從物

- (1) 土地所有ノ際ハ、評價ハ土地所有其ノモノト結ビ付キタル權利及ビ收益ノ上ニ及ブモノト

ス。土地ニ關スル民法上ノ規定ニ從テ權利(土地類似ノ權利)ハ獨立的ニ土地所有ノ如ク之ヲ取扱フモノトス。

- (2) 國內的土地所有其ノモノ、評價ニ際シ一般價值(第十條)ヲ基本トスルトキハ、構成部分ハ之ヲ一括ス。從物ハ之ヲ度外視ス。營業設備ニ屬スル機械及ビ其ノ他ノ各種ノ設備ハ、ソレガ土地所有ノ重要構成部分ヲ成ストモ之ヲ顧慮セズ。
- (3) 國外土地所有其ノモノ、評價ニ際シテハ構成部分ノ他ニ從物ヲモ顧慮ス。支拂手段、金錢債權、有價證券及ビ金錢債務ハ之ヲ一括セズ。

第十二條 部分價值ノ概念

一ツノ企業ニ用ヒラル、經濟財貨ハ通常之ヲ部分價值ヲ以テ評價ス。部分價值トハ其ノ企業ノ取得者ガ全購買價格ノ範圍内ニ於テ個々ノ經濟財貨ヲ評價スベキ額ヲ謂フ。其ノ際企業取得者ガ企業ヲ繼續スルモノト看做ス。

第十三條 有價證券及ビ持分

- (1) 國內ニ於テ相場ヲ有スル有價證券ハ相場ヲ以テ、公法團體ノ債權簿ニ登記セラレタル債權

聯邦評價法(正文)

ハ其ノ公法團體ノ當該債券ノ相場ヲ以テ之ヲ評價ス。

- (2) 株券、鑛業會社ニ對スル鑛山株及ビ其ノ他ノ持分、有限責任會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ニ對シテハ國內ニ相場ヲ有セザル限り一般價值(第十條)ヲ標準トス。一般價值ガ賣買ヨリ推計セラレザルトキハ、其ノ會社又ハ組合ノ全財産及ビ收益見込ヲ顧慮シテ之ヲ鑑定ス。

- (3) 一會社ニ對スル多數ノ持分ガ一人ニ所屬シ其一般價值ガ特別ノ事情ノタメニ(例ヘバ出資ノ額ガ會社ノ支配ヲ可能ナラシムル故ニ)、相場(第一項)又ハ個々ノ持分ニ對スル一般價值(第二項)ニ基キ總計シテ生ズル價值ヨリ大ナルトキハ出資ノ一般價值ヲ標準トス。

**第十四條 元本債權及ビ債務**

- (1) 第十三條ニ記載セザル元本債權及ビ債務ハ、特別ノ事情ガヨリ高キ又ハ低キ價值ヲ成立セシメザルトキハ券面價ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (2) 補償スベカラザル債權ハ之ヲ評價外ニ留ム。
- (3) 無利息期限付債權又ハ債務ノ價值ハ滿期日マデ券面價ノ百分之四ノ年利ヲ控除シタル後殘存スル額トス。

- (4) 生命保險、資金保險又ハ年金保險ニ對スル未ダ滿期ナラザル請求權ハ、拂込ミタル保險料又ハ資金出資ノ三分之ニヲ以テ之ヲ評價ス。納稅義務者ガ買戻價值ヲ證明スルトキハ、之ヲ標準トス。買戻價值トハ、保險企業ガ其ノ定款又ハ保險條件ニヨリ買戻スベキ額トス。

**第十五條 反復的収益ト給付ノ資本價值**

- (1) 一定ノ時ニ限ラレタル収益又ハ給付ノ全價值ハ、複利ヲ顧慮シ中間利息ヲ控除シタル個々ノ年價值ノ總計トス。其ノ際百分之四ノ利率ヲ基準トス。全價值ハ年價值ノ二十五倍ヲ超スベカラズ。其ノ他權利ノ繼續ガ一人又ハ數人ノ生命ニヨリ條件付ケラレタルトキハ、第十六條ニ從ヒ算出スル資本價值ヲ超過スルベカラズ。
- (2) 常續的収益又ハ給付ハ年價值ノ二十五倍ヲ以テ、不確定繼續ノ収益又ハ給付ハ第十六條ヲ留保シテ年價值ノ十二・五倍ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (3) 全収益又ハ給付ノ一般價值ガ低キカ又ハ高キコト證明セラル、トキハ、證明セラレタル價值ヲ基本トス。

**第十六條 終身収益及ビ給付**

聯邦評價法(正文)

(1) 年金及ビ或ル人ノ終身ニ限ラレタル他ノ收益及ビ給付ノ價值ハ、其ノ人ノ年齢ニヨリ之ヲ定ム。

(2) 年 齡

同	(1)	十五歳マデハ一ケ年收益ノ價值ノ二十二倍	同	(9)	八十歳以上ハ	同	三 倍
同	(2)	十五歳以上二十五歳マデハ	同	(8)	七十五歳以上八十歳マデハ	同	五 倍
同	(3)	二十五歳以上三十五歳マデハ	同	(7)	六十五歳以上七十五歳マデハ	同	七、五倍
同	(4)	三十五歳以上四十五歳マデハ	同	(6)	五十五歳以上六十五歳マデハ	同	十一倍
同	(5)	四十五歳以上五十五歳マデハ	同	(5)	同	同	十五倍
同	(6)	五十五歳以上六十五歳マデハ	同	(4)	同	同	十八倍
同	(7)	六十五歳以上七十五歳マデハ	同	(3)	同	同	二十倍
同	(8)	七十五歳以上八十歳マデハ	同	(2)	同	同	二十一倍
同	(9)	八十歳以上ハ	同	(1)	同	同	二十二倍

ヲ價值ト看做ス。

(3) 第二項ニヨリ評價シタル收益又ハ給付ガ

- (1) ノ場合ハ十一年以上
- (2) 及(3) 同 十年 同
- (4) 同 同 九年 同
- (5) 同 同 八年 同
- (6) 同 同 六年 同
- (7) 同 同 四年 同
- (8) 同 同 三年 同

成立セズシテ、ソノ消滅ガ權利者ノ死亡ニ基因スルトキハ、經常的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、申告ニ應ジ收益又ハ給付ノ實際ノ繼續期間ニヨリ之ヲ訂正ス。第五條第二項第二句及第三句ハ之ヲ準用ス。負擔ガ消滅シタルトキハ、訂正ハ申告ヲ要セズ。

(4) 收益又ハ給付ノ繼續ガ數人ノ終身ト關係スルトキ、權利ガ最後ノ生存者ノ死ニヨリ消滅スルトキハ最年少者ノ年齢、權利ガ最初ノ死亡者ノ死ニヨリ消滅スルトキハ最年長者ノ年齢ヲ標準

トス。

- (5) 全收益又ハ給付ノ一般價值ガ、第二項ニヨリ計算シタル資本價值ヨリ低キカ又ハ高キコト證明セラル、トキハ、證明セラレタル價值ヲ基本トス。但シヨリ低キ又ハ高キ價值ノ査定ハ第二項ノ倍加ニ基本トシタル生存期間ヨリ短キ又ハ長キ生存期間ヲ以テ算出スルコトニ依ルコトヲ得ズ。

### 第十七條 收益及ビ給付ノ年價值

- (1) 或ル金額ノ收益ノ年額ハ、他ノ價值ガ確定セザルトキハ百分之四ト看做ス。
- (2) 貨幣ヨリ成ラザル收益又ハ給付(住宅、食物、物品及ビ其他ノ物的收入)ハ之ヲ消費地ノ通常ノ中間價值ヲ以テ評價ス。
- (3) 其ノ額ガ不確定ナルカ又ハ動搖スル收益又ハ給付ハ、將來年平均シテ獲得スル見込ミノ額ヲ年價值トシテ基本トス。

## 第二章 特別評價規定

### 第十八條 適用範圍

- (1) 特別規定(自第十九條至第七十七條)ハ之ヲ財産稅ニ適用ス。
- (2) 特別規定ノ第一節(自第二十條至第六十六條)ハ、ソレトシテノ法律ニヨル詳細ナル規定ニ從ヒ地租、營業稅、相續稅及ビ土地取得稅ニモ之ヲ適用ス。
- (3) 自第二十條至第七十七條ニヨリ他ニ別ニ規定セザル限り、之等ノ規定ノ他ニ本法第一章ノ規定(自第一條至第十七條)ヲモ適用ス。

### 第十九條 財産ノ種類

本法ノ第二章ノ規定ニヨリ評價スベキ財産ハ次ノ如キ財産ヲ包含ス。

- 1、農業財産 (自第二十八條至第四十九條、第二十六條)
- 2、土地財産 (自第五十條至第五十三條、第二十六條)
- 3、營業財産 (自第五十四條至第六十六條、第二十六條)
- 4、其ノ他ノ財産 (自第六十七條至第七十二條)

## 第一節 單位評價

### い、根本概念

聯邦評價法(正文)

第二十條 單位價值

本節ノ規定ニヨリ分離シテ査定スル價值ハ之ヲ單位價值トシテ適用ス。

第二十一條 本 查 定

(1) 單位價值ハ之ヲ一般ニ次ノ期間ノタメニ之ヲ査定ス(本査定)

- 1、農業財産及ビ土地財産ノ經濟單位、營業用土地(第五十七條)及ビ營業權(第五十八條)ニ對シテハ

六年ノ期間

- 2、營業財産ノ經濟單位ニ對シテハ

三年ノ期間。

聯邦大藏大臣ハ本査定ヲ第一句ニ記載シタル期間ヨリ短カキ又ハ永キ期間ニ於テ行フコトヲ規定スルコトヲ得。其ノ規定ハ個々ノ種類ノ財産又ハ其ノ下位分類財産ニ之ヲ限ルコトヲ得。

(2) 本査定ニハ、歷年度ノ始メ(本査定期日)ノ價值ヲ基本トス。他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

第二十二條 再 查 定

(1) 歷年度ノ始メニ存シタル價值ガ最後ノ査定期日ノ單位價值ニ對シ五分之一以上相違シ、ソレガ少クトモ一、〇〇〇ライヒスマルクナルトキハ單位價值ハ更ニ之ヲ査定ス(再査定)。農業、土地又ハ營業用土地ニアリテハ其ノ構成變化ニ價值變化ガ起因スルトキハ、其ノ價值ガ構成變化ノタメノミニテ二十分之一以上相違シ、ソレガ少クトモ五〇〇ライヒスマルクナルトキ既ニ單位價值ヲ更ニ査定ス。構成變化ハ特ニ次ノ場合ニ生ズルモノトス。

- 1、土地面積ガ取得又ハ分離ニヨリテ擴大又ハ縮少シタル場合。

- 2、建築物構成ガ増築、上家増築、又ハ改築又ハ取拂ヒ、燃焼等ニヨリ變化シタル場合。

聯邦大藏大臣ハ價值限度(第一句及ビ第二句)ヲ別ニ規定スルコトヲ得。

(2) 再査定ニハ、價值變化ニ續ク歷年度ノ始メ(再査定期日)ニ調査シタル價值ヲ基本トス。他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

(3) 再査定ニヨル單位價值ノ引下ゲハ申告ニヨリテノミ之ヲ行フ。申告ハ其ノ始メニ再査定ヲ要

求スル曆年度中ニ之ヲ提出スベキモノトス、申告ハ如何ナル場合ニモ、引下テ要求スル單位價值ガ取消シ得ザルニ至リタル日ヨリ一ヶ月以内ニ尙ホ提出スルコトヲ得。申告期間ハ除斥期間トス。

### 第二十三條 追加査定

- (1) 單位價值ガ定メラレタル經濟單位(下位單位)ニ對シ、本査定期日(第二十一條第二項)後  
1、經濟單位(下位單位)ガ新クニ成立シ、第三號ノ場合ガ存セザルトキ  
2、既存ノ經濟單位(下位單位)ニ對シ、租税免除ノ理由ガ消滅スルトキ  
3、經濟單位(下位單位)ガ全體トシテ他ノ人ニ移讓サレ、取得者ノ掌中ニ於テモ尙ホ經濟單位(下位單位)ヲ成ストキ  
4、一ツノ經濟單位(下位單位)ニ多數ノ人ガ參與シ又ハ持分割合ガ變化スルトキハ單位價值ハ之ヲ追加的ニ決定ス(追加査定)。
- (2) 追加査定ニハ標準事項ニ續ク曆年度ノ始メ(追加査定期日)ニ調査シタル價值ヲ基本トス。第一項第二號ノ場合ニ、免除ガ一定期間ニ限ラレ、其ノ期間ガ既ニ經過シタル故ヲ以テ免稅期

間ガ終了スルトキハ、第一句ノ例外トシテ追加査定期日ハ納稅義務ガ生ズル曆年度ノ始メトス。第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

- (3) 第一項第三號及ビ第四號ノ場合ニハ、追加査定期日ノ査定ニ際シ、第二項第一句ノ例外トシテ、最後ノ査定期日ノ單位價值ヲ引繼グモノトス。本規定ハ其ノ經濟單位(下位單位)ノ價值モ亦變化シ、此ノ理由ヨリ追加査定ノ行ハルベキ期日ニ追加査定ニ對スル條件存スルトキハ、之ヲ適用セズ。再査定ハ追加査定ト之ヲ聯絡セシム。

### ろ、價值調査

#### 第二十四條 財産合算ノ場合ニ於ケル經濟單位ノ範圍

多數ノ經濟財貨ヲ一ツノ經濟單位ニ加算スルコトハ、其ノ經濟財貨ガ

- 1、配偶者ノ財産ヲ合算スル(第七十五條第一項)トキ一部ハ一方ノ配偶者ニ、一部ハ他方ノ配偶者ニ屬スルコト、
- 2、全財貨ガ生存配偶者ノ財産ニ加算セラル、(第七十六條)トキ、一部ハ繼續セル財産共同

聯邦評價法(正文)



ニ、一部ハ生存配偶者ニ屬スルコト、  
ニヨリテ妨ゲラル、コトナシ。

第二十五條 端數切捨

單位價值ハ次ノ如ク端數ヲ切捨テ計算ス。

- 1、五、〇〇〇ライヒスマルクマデノ單位價值ハ一〇ライヒスマルク以下ヲ切捨ツ。五ライヒスマルクマデノ額ハ之ヲ切捨テ、五ライヒスマルク以上ノ額ハ之ヲ切上ゲ。
- 2、五、〇〇〇ライヒスマルク以上ノ單位價值ハ、一〇〇ライヒスマルク以下ヲ切捨ツ。五〇ライヒスマルクマデノ額ハ切捨テ、五〇ライヒスマルク以上ノ額ハ之ヲ切上ゲ。

第二十六條 物的外國財産ノ評價

外國農林業財産、土地財産及ビ營業財産ノ評價ニ對シテハ、本法第一章ノ規定、特ニ第十條（一般價值）及ビ第十一條第三項ヲ適用ス。之等ノ規定ニヨリ、內國ニモ外國ニモ及ブ經濟單位ノ外國ノ部分モ亦之等ノ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

第二十七條 物的內國財産ノ評價

內國農林業財産、土地財産及ビ營業財産ノ評價ニ對シテハ、自第二十八條至第六十六條ヲ適用ス。內國ニモ外國ニモ及ブ經濟單位ノ內國ノ部分モ亦之等ノ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

一、農林業財産

第二十八條 農林業財産ノ種類

農林業財産ニハ次ノ財産ガ屬ス。

- 1、農業財産（自第二十九條至第四十四條）
- 2、林業財産（自第四十五條至第四十六條）
- 3、葡萄栽培業財産（第四十七條）
- 4、園藝業財産（第四十八條）
- 5、其他ノ農林業財産（第四十九條）

イ、農業財産

第二十九條 農業財産ノ概念

(1) 農業財産ニハ、繼續的ニ農業上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位（農業經營）ノ總ヘテノ部

分(特ニ土地、建物、固定及ビ流通經營手段、副業經營及ビ特別耕地)ガ之ニ屬ス。  
(2) 次ノモノハ農業經營ノ部分トセズ。

1、支拂手段、金錢債權及ビ有價證券

2、金錢債務

3、流動經營手段ノ通常現有量ヲ超ユル現有物(過剩現有物)。流動經營手段ノ通常現有量トハ次ノ收穫期マデ經營ヲ繼續スルニ必要ナル現有量ヲ謂フ。其ノ調査ニ際シテハ、コノ期間ニ收入スベキ收入及ビ費消スベキ現金拂賃銀ヲ顧慮セズ。

(3) 動物飼育經營、動物ノ肥育、搾乳所、鳥禽飼育及ビ類似ノ經營ニシテ、主トシテ自身ノ農業經營ニ於テ得タル產物ヲ動物飼育ニ用ヒルトキハ、之ヲ農業經營トス。

(4) 永小作權及ビ農業上ノ收益ヲ對象トスル其ノ他ノ土地類似ノ權利モ亦農業經營トス。自第三十四條至第四十四條ハ之等ノ權利ニ對シ之ヲ適用セズ。

(5) 農業上ノ主經營ニ用フベク定メタル經營ハ之ヲ農業上ノ副業經營トス。

第三十條 農業經營ノ限界

(1) 農業上ノ目的以外ノ目的ニ用ヒラル、土地モ亦、其ノ土地ガ農業經營ニ所屬スルコトガ經營ノ農業上ノ主要目的ニ對シ著シク影響セザルトキハ、之ヲ農業經營ニ包括ス。本規定ハ、獨立經營又ハ其ノ一部ト看做サル、土地ニ對シテハ之ヲ適用セズ。

(2) 經營ノ經營ニ用セラル、經營手段ハ、ソレガ土地ノ所有權者ニ屬セザルトキニモ農業經營ニ之ヲ包括ス。本規定ハ、農業經營ニ用ヒラル、土地ノ上ニ建テラレタル建物ニシテ土地ノ所有權者ニ屬セザルモノニモ之ヲ適用ス。第一句及ビ第二句ノ場合ニ、共同所有權者ノ一人ガ財産稅ヲ納付スルトキ、其ノ所有權者ニ歸屬スル持分ハ、之ヲ全價值ニ對スル關與ノ割合ニ應ジテ之ヲ決定ス。ソレニヨリ決定セラレタル價值ハ之ヲ單位價值トス。

(3) 他ノ土地ニ對スル所有權者ノ持分ガ經營ト共ニ經營セラル、限り、其ノ持分ハ之ヲ農業經營ニ包括ス。

第三十一條 評價原則、收益價值

(1) 農業經營ニ對シテハ收益價值ニヨル評價ニ關スル原則ヲ適用ス。

(2) 收益價值トハ、經營ガ其ノ經濟的目的ニ從ヒ、年平均ニ於テ永續的ニ舉ゲ得ル純收益ノ二十五

倍トス。其ノ際、經營方通常ノ状態ニ於テ秩序正シク、普通ニ而シテ賃銀ヲ支拂ヒタル他人勞働ヲ以テ經營セラル、コトヲ基準トス。尙ホ其ノ經營ハ負債ヲ所有セザルモノト之ヲ假定ス。

(3) 永續的収益能力ノ判定ニ際シテハ、經濟成果ニ影響スルカ又ハ獲得シタル產物ノ換價ト關聯スル總ベテノ事情ヲ顧慮ス。從ツテ特ニ次ノ條件ヲ顧慮ス。

1、自然的収益條件

地質、地形及ビ氣候状態

2、次ノ經濟的収益條件

イ、農家ノ位置、經營ノ密集又ハ散逸(內的交通状態)

ロ、交通Ⅱ及販賣状態及ビ勞働市場ノ状態(外的交通状態)

(4) 經營ニ屬スル建物、經營手段、副業及ビ特別耕地ハ之ヲ特別ニ評價セズシテ収益價值査定ノ際之ヲ顧慮ス。

### 第三十二條 評價期日

(1) 經營ノ大キサ及ビ流動經營手段ノ範圍及ビ状態ニツキテハ、査定期日(自第二十一條第二項

至第二十三條)ノ狀況ヲ基本トス。

(2) 流動經營手段ニツキテハ、査定期日ニ先行スル年度ノ六月三十日ノ状態ヲ標準トス。簿記ヲ記帳スル農業經營所有者ニ對シテ所得稅ノ査定ニ際シ六月三十日ヲ以テ終了セザル經濟年度ヲ標準トシタルトキハ、標準タルベキ經濟年度ノ最後ノ期日ヲ以テ六月三十日ニ代ラシム。

### 第三十三條 最低價值

一ツノ經營ニ對シ評價サルベキ價值ハ、自第二十九條至第三十二條、自第三十四條至第四十條ニ從ヒ經營ノ他ノ部分ニ對シテ計出セラル、價值ヲ差引キ、建築物ヲ有スル土地(第五十二條)ノ評價ニ關スル規定ニヨリ經營所有者ノ住宅又ハ住居ニ使用スル建物ノ一部ノミヲ評價シタル場合ノ價值ヨリ小ナルベカラズ。聯邦大藏大臣ハ本規定ノ實施ニ關スル詳細ナル規定ヲ定ム。

### 第三十四條 比較經營、聯邦百分率

(1) 聯邦領域内ニ於ケル總ベテノ農業經營ノ評價ニ對シ均衡ヲ保持シ、確定的ナル出發點ニヨル基準ヲ作ルタメ、聯邦大藏大臣ハ、評價委員會(自第四十一條至第四十四條)ニ於ケル協議ニ從ヒ、一定ノ經營(比較經營)ニ對シ、之等ノ經營ト聯邦ニ於ケル最大収益能力ヲ有スル比較

經營（聯邦最高經營）トノ單位面積（ヘクタール）當リノ收益能力ノ割合ヲ法律上ノ効力ヲ以テ確定ス。

(2) 割合ハ常ニ之ヲ百分率（聯邦百分率）ヲ以テ表ハス。聯邦最高經營ノ聯邦百分率ヲ一〇〇トス。

(3) 比較經營トシテハ、其ノ地方ニトリ目標タルベキ多數ノ經營ヲ選擇ス。

### 第三十五條 下位比較經營

聯邦大藏大臣ノ詳細ナル命令ニヨリ、州稅務局々長ハ、専門家委員會（鑑定人委員會）ニ於ケル協議ニ從ヒ、此ノ他ノ經營ニ對シ之等ノ經營ト聯邦最高經營トノ收益能力ノ割合ヲ法律上ノ効力ヲ以テ確定スルコトヲ得。

### 第三十六條 聯邦百分率ノ調査

(1) 聯邦百分率ノ確定ニ際シテハ、第三十一條第三項ニ舉ゲタル收益條件ニツキ實際的狀態ヲ基本トス。

(2) 收益能力ニ影響スル其ノ他ノ事情ハ、實際的狀態ヲ顧慮スルコトナク、當該地方ニ於テ經營

上通常ト看做サルベキ狀態ヲ假定ス。本規定ハ特ニ建物及ビ經營手段ノ現有量ニ關シ及ビ經營ノ大キサニ關シ之ヲ適用ス。第一句ニ謂フ通常トシテ副業及ビ特別耕地ハ其ノ經營ニ屬セザルモノト之ヲ看做ス。

(3) 聯邦百分率ノ確定ニ際シテハ、其ノ他、個々ノ州ニ於テ收益能力調査ノタメニ存スル標準事項（地租純收益、標準收益、純收益、土地臺帳收益、課稅資本等）ニシテソレガ個々ノ州内ニ於テ用ヒラル、限り、之ヲモ利用スベシ。

### 第三十七條 評價ノ過程

單位價值確定ノタメ總ベテノ農業經營ニ對シ第三十八條及ビ第三十九條ニヨリ比較價值ヲ算出ス。特別ノ場合ニハ比較價值ハ之ヲ減價ニヨリ減少セシムルカ又ハ増價ニヨリ増加セシム（第四十條）。減價又ハ増價ヲ行ハザル場合ニハ、比較價值ハ、第三十條第一項及ビ第三項ニヨル土地ヲ包括セザルカ又ハ第三十三條ニヨリ最低價值ヲ査定セラレザル限り、之ヲ單位價值トス。

### 第三十八條 ヘクタール率ノ調査

農業經營ノ單位面積ニ査定スベキ價值（ヘクタール率）ノ調査ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

1、聯邦大藏大臣ハ聯邦百分率ニ對シ、即チ聯邦最高經營（第三十四條第一項）ニ對シヘクター率（ヘクター率最高率）一〇〇ヲ決定ス。此ノ決定ハ聯邦大藏大臣ガ他ニ規定セザル限リ、單位價值ノ本査定ノタメ及ビ次ノ本査定マデノ總ベテノ再査定及ビ追加査定ノタメ之ヲ標準トス。

2、其ノ他ノ比較經營（第三十四條）及ビ下位比較經營（第三十五條）ニ對シテハ、ヘクター率ハ之等ニ對シ決定シタル聯邦百分率（第三十四條第二項）ヲ最高百分率（第一號）ニ應用シテ之ヲ計出ス。

3、其ノ他ノ總ベテノ經營（比較經營第一號及第二號外ノ）ニ對シテハ、ヘクター率ハ、其ノ收益能力ト比較經營ノ收益能力トノ割合ニ應ジ之ヲ算出ス。其ノ際比較經營（第三十六條）ノ聯邦百分率算出ニ對スル原則ト同ジ原則ヲ適用ス。

### 第三十九條 比較價值ノ算出

比較價值（第三十七條第一句）ハ、總ベテノ經營ニ對シ經營ノ（ヘクター率ニテ表ハシタル）面積ヲ以テヘクター率ヲ倍加スルコトニヨリテ之ヲ計出ス。

### 第四十條 減價及ビ増價

比較價值ニ對スル減價及ビ増價（第三十七條第二句）ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

#### 1、減價又ハ増加ハ

イ、第三十六條第二項ニ舉ゲタル收益條件ノ實際狀態ガ、聯邦百分率ノ決定又ハヘクター率ノ算出ニ際シ假定シタル通常ノ狀態（第三十六條第二項、第三十八條第三號第二句）ト著シク懸隔スルトキ、尙ホ

ロ、其ノ懸隔ガ收益能力ノ減退又ハ増大ニ導クトキ  
ノミニ之ヲ爲ス。

2、減價又ハ増價ハ懸隔（第一號ロ）ニ起因スル收益能力ノ減少又ハ増大ニ從ヒ之ヲ測定ス。

3、流動經營手段ニ對シテハ減價ハ專ラ過少現有高ノタメニノミ之ヲ行フ。流動經營手段ノ過剩現有高ハ之ヲ其ノ他ノ財産（第六十七條第七號）トス。

4、聯邦大藏大臣ハ減價及ビ増價ニ關シ詳細ナル規定ヲ定ムルコトヲ得。

### 第四十一條 評價委員會

聯邦評價法（正文）

(1) 第三十四條及ビ第三十六條ノ規定ノ有効ナル實施ヲ確保スルタメ、聯邦大藏大臣ハ評價委員會ヲ設ク。

(2) 評價委員會ニハ次ノ者ガ屬ス。

1、評價委員會ノ指導者トシテ聯邦大藏大臣又ハ該大臣ヨリ一般又ハ特別ノ場合ニ委託サレタル聯邦官吏、

2、二ツノ州ヨリ一人ヅ、ノ任命代表者、聯邦大藏大臣ハ之等ノ州ヲ指定ス

3、農業ヲ營ムカ又ハ農業ヲ營マズンテ農業領域ニ於ケル一般専門知識ニ通ズル者ニシテ所管聯邦大臣ト協議ノ上聯邦大藏大臣ヨリ任命セラル、六名ノ委員、必要ニ應ジテ暫定的ニ六名以上ノ委員ヲ任命スルコトヲ得。聯邦大藏大臣ハ任命ヲ隨時撤回スルコトヲ得。理由ノ表示ハ之ヲ必要トセズ。

(3) 第二項第三號ニヨリ任命サレタル委員ハ、實行ニ着手スルニ際シ評價委員會ノ指導者ニ對シ、誓言ノ代リニ握手ニヨリ、評價委員會ノ討議ニ際シ個人ノ威容無シニ知識ト良心ニ從ヒ行動シ、討議及ビ討議ニ際シ知り得タル納稅義務者ノ事情ヲ秘密ニシ、營業ノ秘密ヲ權限ナクシ

テ利用セザルコトヲ誓フベシ。此ノ規定ニ對スル違反ハ租稅秘密ノ違反ノ場合ニ適用スル規定ニヨリ之ヲ罰ス。

#### 第四十二條 評價委員會ノ事務執行

(1) 聯邦大藏大臣ハ評價委員會ノ事務ヲ執行ス。

(2) 評價委員會ノ指導者ハ討議ヲ指導ス。採決ハ之ヲ行ハズ。

(3) 評價委員會ハ其ノ本部ヲ伯林ニ置ク。該委員會ハ聯邦領域内到处ニ於テ職務行爲ヲ行フ權限ヲ有ス。該委員會ハ租稅調查手續ニ於テ稅務局ガ有スル權限ヲ有ス。

(4) 評價委員會ノ職務行爲ハ之ヲ公開セズ。評價委員會ハ其ノ裁量ニヨリ聯邦食糧協同體員及ビ其ノ他ノ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得。

(5) 聯邦大藏大臣ハ評價委員會ノ事務規定及ビ非任命委員ノ實費辨償ヲ定ム。

#### 第四十三條 評價委員會ノ使命

評價委員會ハ

1、比較經營(第三十四條)ノ指定、

聯邦評價法(正文)

- 2、比較經營ニ對スル聯邦百分率ノ査定、
- 3、ヘクタール最高率(第三十八條第一號)ノ査定、
- 4、必要ノ場合ニハ聯邦領域内ニ於ケル評價ノ均衡確保ノタメニ採ルベキ其ノ他ノ對策ニ際シ聯邦大藏大臣ト協議ス。

#### 第四十四條 裁決ノ公告ト効力

- (1) 評價委員會ニ於ケル協議後聯邦大藏大臣ハ協議ノ對象(第四十三條)ニ就キ裁決シ、之ヲ公告ス。公告ハ一九三三年十月十三日ノ法令布告ニ關スル法律ノ規定ト異リテ之ヲ爲スコトヲ得。公告シタル裁決ハ之ヲ撤回又ハ變更スルコトヲ得ズ。誤字、誤算及ビ之ニ類似ノ明カナル誤謬ハ公告後ト雖モ之ヲ訂正スルコトヲ得。
- (2) 公告ニヨリ裁決ハ、聯邦大藏大臣ガ他ニ別ニ規定セザル限り、單位價值ノ本査定及ビ次ノ本査定マデノ總ベテノ再査定及ビ追加査定ニ對シ法律上ノ効力ヲ有ス。比較經營ノ單位價值ヲ既ニ聯邦百分率ノ公告前ニ査定シタルトキハ、其ノ單位價值ノ査定ハ之ヲ爲サルモノト看做ス。

### ロ、林業 財産

#### 第四十五條 林業財産ノ概念ト評價

- (1) 林業財産ニハ、繼續的ニ林業上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位(林業經營)ノ總ベテノ部分ガ之ニ屬ス。
- (2) 林業經營ニ對シテハ自第三項至第五項ニ於テ他ニ別ニ規定セザル限り、自第二十九條至第三十一條、第三十三條、第四十一條、第四十二條及ビ第四十四條ヲ適用ス。伐採シタル木材ハソレガ經營計畫ニ從ヒタル年伐採量ヲ超ユル限りニ於テノミ流動經營手段ノ過剩現有量(第二十九條第二項第三號)トシテ計算ス。
- (3) 林業經營ノ收益價值ハ一樣ノ樹令割合ヲ有スル適當ナル繼續經營ノ收益ヨリ之ヲ算定ス。此ノ目的ノタメニ聯邦大藏大臣ハ法律上ノ効力ヲ以テ次ノコトヲ決定スルコトヲ得。
  - 1、一樣ノ樹令等級割合ヲ有スル繼續經營ノ單位面積(ヘクタール)ニ對シ幾何ノ價值(ヘクターール率)ヲ基準トスルカ。ヘクターール率ハ各種ノ材種、所在地等級、繁茂程度及ビ獲得シ得ル木材價格ニ從ヒ分離シテ之ヲ査定ス。

- 2、個々ノ樹令等級ハ第一號ニ決定シタルヘクタール率ノ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。
- 3、ミツテルワールド、ニードーワールド及ビアルベンワールド（保護林）經營又ハ他ノ經營内ノ斯ル地域ハ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。
- 4、評價標準トシテノ數經營ハ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。
- (4) 第三項ニヨルヘクタール率ノ査定ニ際シテハ、自然的收益條件（第三十一條第三項第一號）、外的交通狀態（第三十一條第三項第二號ロ）及ビ木材量ニツキ實際狀態ヲ基本トス。其ノ他ノ事情及ビ内的交通狀態（第三十一條第三項第二號イ）ニツキテハ通常ノ狀態ヲ假定シ、第三十六條第二項ノ規定ヲ適用ス。
- (5) 査定シタル收益價值ハ特別ノ場合ニハ減價ニヨリテ之ヲ減少セシムルカ又ハ増價ニヨリテ之ヲ増加セシム、減價又ハ増價ハ
  - 1、第四項第二句ニ舉ゲタル收益條件ノ實際狀態ガ、ヘクタール率ノ査定ニ際シ假定シタル通常ノ狀態ト著シク懸隔シ、尙ホ
  - 2、其ノ懸隔ガ收益能力ノ著シキ減退又ハ増大ニ導ク

トキノミニ之ヲ爲ス。第四十條自第二號至第四號ハ之ニ適用ス。

#### 第四十六條 評價委員會ノ林業部

- (1) 評價委員會ノ林業部ニ對シテハ、第四十一條第二項第三號第一句ニ舉ゲタル六名ノ委員ノ代リニ、實際林業家カ又ハ實際林業家ニアラズシテ林業領域ニ於ケル一般専門知識ニ通ズル四名ノ委員ヲ參加セシム。

#### (2) 評價委員會ハ

- 1、第四十五條第三項ニ舉ゲタル査定、
- 2、必要ノ場合ニハ聯邦領域内ニ於ケル評價ノ均衝確保ノタメニ採ルベキ其ノ他ノ對策ニ際シ聯邦大臣ト協議ス。

#### ハ、葡萄栽培業財産

#### 第四十七條 葡萄栽培業財産ノ概念及ビ評價

- (1) 葡萄栽培業財産ニハ繼續的ニ主要目的タル葡萄栽培ニ用ヒラル、經濟單位（葡萄栽培業經營）ノ總ベテノ部分ガ之ニ屬ス。

聯邦評價法（正文）



(2) 葡萄栽培業經營ニ對シテハ至第三項至第五項ニ於テ他ニ別ニ規定セザル限り自第二十九條至第四十四條ヲ適用ス。

(3) 流動經營手段ノ正常現有高(第二十九條第二項第三號)ニハ、最後ノ收穫ヨリ生ジタル貯藏葡萄モ之ニ屬ス。

(4) 聯邦百分率ノ査定(第三十四條第二項、第三十五條及ビ第三十六條)ニ對シテハ、比較經營ノ代リニ比較産地ヲ以テス。其ノ際内の交通狀態(第三十六條第一項)ニツキテハ實際狀態(第三十六條第一項)ニアラズシテ當該地方ニ於テ通常ノ狀態(第三十六條第二項)ヲ基本トス。減價及ビ増價ニ關スル四十條ノ規定ハ内的交通狀態ニ對シ之ヲ適用ス。

(5) 評價委員會ノ葡萄栽培業者部ニ對シテハ、第四十一條第二項第三號第一句ニ擧ゲタル六名ノ委員ノ代リニ、葡萄栽培業者カ又ハ葡萄栽培業者ニアラズシテ葡萄栽培業領域ニ於ケル專門知識ニ通ズル四名ノ委員ヲ参加セシム。

## 二、園藝業財産

### 第四十八條 園藝業財産ノ概念及ビ評價

(1) 園藝業財産ニハ、繼續的ニ園藝上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位(園藝業經營)ノ總ベテノ部分ガ之ニ屬ス。

(2) 園藝業經營ハ之ヲ第三十一條ノ規定ニヨリ評價ス。第二十九條、第三十條、第三十二條及ビ第三十三條ヲ之ニ適用ス。

(3) 聯邦大藏大臣ハ園藝業經營又ハ其ノ一定種類(例ヘバ果實採取業)ノ概念及ビ評價ニ關スル詳細ナル規定ヲ定ムコトヲ得。聯邦大藏大臣ハ特ニ、數經營(評價標準)ノ收益價值ヲ法律上ノ効力ヲ以テ査定シ、一定領域内ニ於ケル類似ノ經營ノ收益價值ヲ此ノ評價標準トノ比較ニヨリ算出スルコトヲ規定スルコトヲ得。

## ホ、其ノ他ノ農林業財産

### 第四十九條 其ノ他ノ農林業財産ノ概念及ビ評價

其ノ他ノ農林業財産ニハ特ニ次ノモノガ屬ス。

- 1、魚類飼育及ビ池魚捕獲ニ用フル財産
- 2、内水魚捕獲ニ用フル財産

## 聯邦評價法(正文)

概念及ビ評價ニ關シ聯邦大藏大臣ハ詳細ナル規定ヲ定ム。

## 二、土地 財産

### 第五十條 土地財産ノ概念

(1) 土地財産ニハ、構成部分(特ニ建物)及ビ從物ヲ含ム土地ガ屬ス。土地財産ニハ、營業設備ニ屬スル機械及ビ其ノ他各種ノ設備ハ、ソレガ重要ナル構成部分ヲ成ストモ之ヲ含マズ。土地財産ノ各經濟單位ハ本法ニ謂フ獨立的土地ヲ成スモノトス。

(2) 他人ノ土地ノ上ニ建テタル建物モ亦ソレガ土地ノ重要ナル構成部分トナリタルトキト雖モ之ヲ土地トス。

### 第五十一條 土地財産ト他ノ財産トノ限界

(1) 土地財産ニハ農林業財産ニ屬スル土地所有ハ屬セザルモノトス。

(2) 農林業ニ用ヒル土地ハ、其ノ位置及ビ其ノ他ノ事情、特ニ現在ノ換價可能性ヲ顧慮シテ、近キ將來ニ於テ農林業目的以外ノ目的ニ用ヒラル、コトヲ認ムルトキ、例ヘバソレガ建築地、工業地又ハ交通上ノ目的ノタメノ土地ト看做サル、トキハ、之ヲ土地財産ニ加算ス。

(3) 第二項ニ舉ゲタル土地ガ世襲農家ニ屬スルトキハ、ソレガ遅クトモ二年後農林業以外ノ目的ニ用ヒルコトヲ查定期日ニ確實ニ認ムルトキニノミ之ヲ土地財産トス。

(4) 土地財産ニハ營業用土地(第五十七條)及ビ營業權(第五十八條)ハ屬セザルモノトス。

### 第五十二條 建物アル土地ノ評價

(1) 建物アル土地及ビ建築中ノ土地ノ評價ニ對シテハ聯邦大藏大臣ハ標準的規定ヲ公布ス。

(2) 其ノ價值ハ少クトモ第五十三條ニヨリ建物ナキ土地トシテ評價スベキ價值ヲ査定ス。

### 第五十三條 建物ナキ土地ノ評價

建物ナキ土地ハ一般價值(第十條)ヲ以テ之ヲ評價ス。

## 三、營業 財産

### 第五十四條 營業財産ノ概念

(1) 營業財産ニハ、主要目的トシテノ營業ノ經營ニ用ヒラル、經濟單位(營業經營)ハ總ベテノ部分ガ之ニ屬シ、其ノ經濟財貨ハ營業主ニ屬スベキモノトス。

(2) 鑛山業、泥炭、石及ビ土ノ採取ノ如キ營業的土地業ヲモ本法ニ謂フ營業トス。

(3) 農林業ガ企業ノ主要目的ヲ成ストキハ、第五十六條ヲ妨グズシテ之ヲ營業トス。

第五十五條 自由職業

(1) 自由職業ノ實行ハ之ヲ本法ニ謂フ營業ノ經營ト同ズ。自由職業ニハ、科學上、藝術上、著述上、教授又ハ教育上ノ行爲、醫者、辯護士及ビ公證人ノ職業行爲、技師、建築設計家、治療業者、齒科技術家、陸地測量家、經濟顧問、納稅顧問、計理士及ビ其ノ他類似ノ職業ガ之ニ屬ス。

(2) 官許富籤ノ賄金集金者トシテノ行爲ハ其ノ行爲ヲ營業經營ノ範圍内ニテ行ハザル限り、之ヲ營業ノ經營トス。

第五十六條 團體、人的結合體及ビ財産集團ノ營業財産

(1) 國內ニ其ノ業務執行部又ハ本據ヲ有スル次ノ團體、人的結合體及ビ財産集團ニ屬スル總ベテノ經濟財貨ハ特ニ營業經營ヲ成スモノトス。

- 1、物的會社（株式會社、株式合資會社、有限責任會社、植民會社、鑛山法勞働組合）。
- 2、產業組合、
- 3、相互保險組合、

4、其ノ他ノ私法上ノ法人ニシテ、經濟的營業ヲ營ミ、主トシテソレ自身又ハ社員ノタメニ經濟的利益ノ追求ヲ目的トスルトキ、

5、法律上ノ能力ヲ有セザル協會、施設、財團及ビ其ノ他ノ目的團體ニシテ、第四號ニ舉ゲタル條件ガ存スルトキ、

6、公法上ノ信用機關、

7、合名會社、合資會社及ビ其ノ他社員ヲ企業者（共同企業者）トシテ認メ得ル類似ノ會社。

(2) 其ノ業務指導部ヲモ本據ヲモ國內ニ有セザル總ベテノ團體、人的結合體及ビ財産集團ニアリテハ、國內營業財産ニ屬スル（第七十七條第二項第三號）經濟財貨ノミガ營業經營ヲ成スモノトス。

第五十七條 營業用土地

(1) 本法ニ謂フ營業用土地トハ、營業經營ニ屬スル土地所有ニシテソレガ營業經營ヘノ所屬ヨリ分離スルトキ

- 1、土地財産ニ屬スベキカ又ハ
- 2、農林業經營ヲ成スベキ

限リ之ヲ謂フ。

- (2) 營業經營ヨリ分離シテ土地財産ニ屬スベキ土地ガ其ノ價值ノ半分以上營業經營ニ用ヒラル、トキハ其ノ全土地ヲ營業經營ノ一部トシ營業用土地トス。土地ガ其ノ價值ノ半分又ハ少部分營業經營ニ用ヒラル、トキハ、全土地ハ土地財産ニ屬ス。第一句及ビ第二句ト相違シテ、第五十六條第一項ニ舉ゲタル國內ノ團體、人的結合體及ビ財産集團ノ土地所有ハ常ニ營業用土地ニ屬ス。
- (3) 第一項第一號ニ謂フ營業用土地ハ之ヲ土地財産ノ如ク、第一項第二號ニ謂フ營業用土地ハ之ヲ農林業財産ノ如ク評價ス。

#### 第五十八條 營業權

- (1) 本法ニ謂フ營業權トハ、其ノ行使ノミガ既ニ營業ヲ成スベキ權利、例ヘバ鑛物探掘權、藥局權ノ如キトス。
- (2) 土地類似ノ營業權ハ之ヲ營業用土地トセズ。土地ノ所有權ト結合シタル營業權（民法第九十六條）ハ之ヲ營業用土地ノ構成部分トセズ。
- (3) 營業權ニハ、土地及ビ建物ヲ除キ及ビ營業設備ニ屬スル機械及ビ各種ノ設備ヲ除キ、其ノ構成部分及ビ從物ヲ加算ス。

- (4) 營業權ハ之ヲ一般價值（第十條）ヲ以テ評價ス。

#### 第五十九條 營業財産ニ屬セザル經濟財貨

次ノ經濟財貨ハ營業財産ニ屬セザルモノトス。

- 1、財産稅ノ規定又ハ他ノ法律ニヨリ財産稅ヨリ之ヲ免除シタル經濟財貨、
- 2、第六十七條第五號自第二句至第四句ニヨリ其ノ他ノ營業財産ニ屬セザル經濟財貨。

#### 第六十條 箱詰組織會社ニ對スル特權

- (1) 國內ノ物的會社（第五十六條第一項第一號）ガ、査定期日（自第二十一條第二項至第二十三條）ニ先行スル經濟年度以來、繼續シテ他ノ國內物的會社ノ基礎資本ニ對シ株式鑛業持分又ハ持分ノ形式ニテ少クトモ四分之一參與シテキルトキハ、出資ハ營業經營ニ屬セザルモノトス。基礎資本ガ存セザルトキハ財産ニ對スル參加ヲ標準トス。
- (2) 第一項ノ規定ハ、聯邦、州、自治體及自治體聯合又ハ公法上ノ國內團體ノ經營ガ國內物的會社ニ參加シテキルトキ適宜之ヲ適用ス。

第六十一條 資本管理會社

- (1) 資本管理會社ニ對シテハ聯邦大藏大臣ハ特別ノ規定ヲ公布スルコトヲ得。
- (2) 第一項ニ謂フ資本管理會社トハ專ラ他ノ物的會社ノ營業、管理及ビ株式、鑛業持分、持分又ハ享樂證券ノ賣却又ハ債券ノ賣却ヲ對象トスル物的會社ヲ謂フ。

第六十二條 營業負債及ビ積立金

- (1) 營業經營ノ單位價值査定ノタメニハ、營業經營ノ全部又ハ各部分ト經濟的關係ニ立ツ債務ハ之ヲ粗財産ヨリ差引ク。
- (2) 保險企業ニアリテハ、積立金ガ流動的保險契約ノ給付ニ必要ナル限り、之ヲ粗財産ヨリ差引ク。

第六十三條 評價期日

- (1) 現有量及ビ評價ニ對シテハ、査定期日(自第二十一條第二項至第二十三條)ニ於ケル狀態ヲ標準トス。有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノ評價ニ對シテハ第六十九條ヨリ歸結スル期日ヲ適用ス。

- (2) 通常曆年度ノ終リニ年決算ヲ行フ經營ニ對シテハ、此ノ決算日ヲ基本トス。
- (3) 通常他ノ日ニ年決算ヲ行フ經營ニ對シテハ、申告ニヨリ査定期日ニ先行スル經濟年度ノ終リヲ基本トスルコトヲ認ムルコトヲ得。最後ノ通常經濟年度ノ終リヲ常ニ基本トスル限り、其ノ經營ハ、單位價值ノ將來ノ査定ニ對シテモ、其ノ申告通リトス。

- (4) 決算期日(第二項及ビ第三項)ニ算出シタル單位價值ハ之ヲ査定期日ノ單位價值トス。
- (5) 第二項及ビ第三項ハ之ヲ次ノモノニ適用セズ。

1、營業用土地(第五十七條)ニ。其ノ現有量及ビ評價ニ對シテハ査定期日ニ於ケル狀態ヲ基準トス。第三十二條第二項ハ之ニ觸レザルモノトス。

2、有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券評價ニ。其ノ評價ニ對シテハ第六十九條ヨリ歸結スル期日ノ狀態ヲ標準トス。其ノ現有高ニ對シテハ決算期日(第二項及第三項)ヲ標準トス。

第六十四條 決算期日後ノ財産變化ノ清算

決算期日(第六十三條第三項)ト査定期日(自第二十一條第二項至第二十三條)トノ間ニ生ジタ

ル差違ノ清算ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

1、營業用土地ニ對シテハ

イ、營業用土地ヲ營業經營ヨリ分離シ、其ノ對價ヲ營業經營ニ加ヘタルトキハ、之ヲ營業財産ニ加算ス。

ロ、土地所有ヲ營業用土地トシテ營業經營ニ加ヘ、對價ヲ營業經營ヨリ支出シタルトキハ、對價ハ之ヲ營業財産ヨリ差引ク。同様ニ營業經營ノ手段ヨリ營業用土地ノ上ニ爲シタル費用ハ之ヲ差引ク。

2、營業用土地以外ノ經濟財貨ニ對シテハ

イ、斯ル經濟財貨ヲ營業經營ヨリ分離シ營業主ノ他ノ財産ニ加ヘタルトキハ、其ノ經濟財貨ハ査定期日ニハ尙ホ營業經營ニ屬セザリシモノ、如ク之ヲ取扱フ。

ロ、斯ル經濟財貨ヲ營業主ノ他ノ財産ヨリ分離シ營業經營ニ加ヘタルトキハ、其經濟財貨ハ査定期日ニハ尙ホ其ノ他ノ財産ニ屬セザリシモノ、如ク之ヲ取扱フ。

ハ、但シ(イ)及ビ(ロ)ノ規定ハ、分離シタル經濟財貨ヲ以テ土地所有ヲ取得シタルカ又

ハ土地所有ニ費用ヲ投シタルトキハ之ヲ適用セズ。之等ノ場合ニハ其ノ經濟財貨ハ分離シタル元ノ財産ヨリ之ヲ差引ク。

第六十五條 分離シタル經濟財貨ノ加算ニヨル租稅確保

(1) 査定期日(自第二十一項第二項至第二十三條)又ハ決算期日(第六十三條第三項)前ノ最後ノ三ヶ月以内ニ、營業經營ノ國內部分ヨリ、之ニ相當スル對價ヲ加ヘシテ經濟財貨ヲ分離シタルトキハ、分離シタル經濟財貨ハ、ソレガ分離ニヨリ國內財産稅課稅ヨリ消滅シ、尙現存シテ國內財産稅課稅ニ服スル經營ノ一部ノ價值ガ分離シタル經濟財貨ノ價值ト明カニ不均ナルトキハ、之ヲ營業經營ニ加算ス。

(2) 第一項ハ之ヲ次ノモノニ對シテハ適用セズ。

1、利益分配ニ對シテ、

2、營業主ガ、經濟財貨ヲ之ト相當スル經營制限ヲ目的トシテ分離シタルコトヲ證明スル場合ニ對シテ。

第六十六條 評 價

聯邦評價法(正文)

(1) 一營業經營ニ屬スル經濟財貨ハ第二項及ビ第三項ヲ留保シ通常部分價值(第十二條)ヲ以テ之ヲ評價ス。

(2) 營業用土地ノ評價ニ對シテハ第五十七條第三項ヲ適用ス。營業權ノ評價ニ對シテハ第五十八條第四項ヲ適用ス。

(3) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ニ對シテハ第七十條ヲ適用ス。

(4) 營業經營ノ全價值ハ、經營ノ負債及ビ積立金(第六十二條)ヲ控除シ自第一項至第三項ニヨリ個々ノ經濟財貨ニ對シテ算出シタル價值ノ總額トス。全價值ノ算出ニ際シテハ營業用土地(第五十七條)及ビ營業權(第五十八條)ハ之等ニ對シ査定シタル單位價值ヲ以テ之ヲ加フルモノトス。

## 第二節 其ノ他ノ財産、全財産及ビ國內財産

### い、其ノ他ノ財産

#### 第六十七條 其ノ他ノ財産ノ概念及ビ範圍

個々ノ經濟財貨ガ農林業財産、土地財産又ハ營業財産ニ屬セザル限り、總ベテノ經濟財貨ハ之ヲ

其ノ他ノ財産ト看做ス。特ニ

1、ソレガ第二項ト一致セザル限り各種ノ利息付及ビ無利息元本債權、

2、貯金、銀行預金、郵便貯金及ビ其ノ他ノ當座預金、内國及ビ外國支拂手段。其ノ額ヲライ

ヒスマルクニテ稱呼スルトキ、自然人ニアリテハソレガ合計一、〇〇〇ライヒスマルクヲ超

ユル限りニ於テノミ其ノ他ノ財産ニ屬ス。

3、株式又ハ持分證券、鑛業持分、營業持分、其ノ他ノ會社出資及ビ協同組合ノ組合員出資。

合名會社、合資會社及ビ其ノ他社員ヲ企業家(共同企業家)ト認メ得ル會社ノ持分ハ之ヲ其

ノ他ノ財産トセズシテ社員ノ營業財産トス。

4、用益權及ビ年金及ビ其ノ他ノ反復的収益及ビ給付ニ對スル權利ノ資本價值、但シ其ノ權利

ガ權利者ニ其ノ終身又ハ他ノ人ノ終身、不確定期間又ハ少クトモ十年以上繼續シテ屬スルト

ノ條件ノ下ニアルモノ。

5、創作權、被保護及ビ非被保護發明、造形美術、著述、及ビ音樂ノ作品ニ對スル創作權及ビ作品ハ、ソレガ創作者自身ノ所有又ハ創作者ノ死亡セル場合其ノ妻又ハ子供ノ所有ニ屬スル

トキハ、其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。非被保護發明ニモ之ヲ適用ス。創作權又ハ發明ヲ第三者ニ對シ、確定額ノ一時的又ハ反復的支拂義務ヲ課シ確定又ハ不確定期間利用セシムルトキハ、ソレハ其ノ他ノ財産ニ屬ス。

6、權利者ガ未ダ年金收得ニ達セザル生命保險、資本保險又ハ年金保險ニ對スル満期日ニ達セザル請求權。但シ次ノモノハ其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。

イ、其ノ價值(第十四條第四項)ガ合計五、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザル總ベテノ保險。ロ、其ノ價值ノ如何を問ハズ、雇傭關係ヲ顧慮シテ締結シタル年金保險。

國內ニ其ノ業務執行部ヲモ本據ヲモ有セザル保險企業ニ於テノ保險ハ、保險企業ニ對シ國內ニ於ケル營業認可ガ爲サレタルトキニノミ之ヲ其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。

7、農林業經營(第二十九條第二項第三號)ノ流動經營手段ノ過剩現有量。

8、農林業經營又ハ營業經營ニ用ヒラル、コトニ定メラレ、財産稅ノ査定ニ標準タルベキ期日ニハ實際ニ所有權者ノ斯ル經營ニ用ヒラレザル經濟財貨。其ノ經濟財貨ハ其ノ價值ガ合計一、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ其ノ他ノ財産ニ屬ザルモノトス。

9、貴金屬、寶石及ビ眞珠、

10、貴金屬製品、裝飾品及ビ納稅義務者ノ家屋ノ裝備ニ屬セザル奢侈品。次ノモノハ其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。

イ、國內製品ナラバ其ノ價值ヲ問ハズ、自家用自動車、飛行機、モーターヨット及ビ帆ヨット。

ロ、其ノ一般價值ガ合計一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ、第一句ニ擧ゲタル其ノ他ノモノ。

11、藝術品及ビ蒐集物。次ノモノハ第十號ト一致スル限りニ於テモ其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。

イ、ソレガ尙ホ生存シテキルカ又ハ其ノ死後尙ホ十五ヶ年以上ヲ經過セザル獨逸ノ藝術家ニヨリテ創作セラレタルトキハ、其ノ價值ヲ問ハズシテ藝術品。

ロ、其ノ一般價值ガ合計五〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ、其ノ他ノ藝術品及ビ蒐集物。



第六十八條 其ノ他ノ財産ニ屬セザル經濟財貨

次ノモノハ其ノ他ノ財産ニ屬セザルモノトス。

- 1、以前ノ雇傭關係ニ基因スル寡婦<sup>II</sup>、孤兒<sup>II</sup>、及恩給金庫ニ對スル請求權、
- 2、各種ノ聯邦法上ノ保險ヨリノ請求權及ビ非聯邦法上ノ疾病<sup>II</sup>又ハ災害保險ヨリノ請求權、
- 3、年金及ビ以前ノ雇傭關係ヲ雇慮シテ付與セラル、類似ノ收得ニ對スル請求權、
- 4、ソレガ連續的又ハ元本償却ノ形式ニ於テ付與セラル、カ否ヤヲ問ハズ、法律上ノ扶養收得ニ對スル請求權、
- 5、次ノ年金ニ對スル請求權、  
イ、法律上ノ扶養義務ニ基ク年金、  
ロ、身體ノ傷害又ハ疾病ニ基因スル營業能力ノ全部又ハ一部喪失ニ對スル辨償トシテ納稅義務者ニ屬スル年金、斯クノ如ク傷害ヲ受ケタル人ノ親屬ニ傷害ヲ理由トシテ屬スル年金ニ對スル請求權ニ對シテモ之ヲ適用ス。
- 6、第五號ニ舉ゲタル年金ノ代リトシテ權利者ニ屬スル元本償却ニ對スル請求權。

7、ソレガ第六十七條ニ於テ特別ニ、其ノ他ノ財産ニ屬スルモノトシテ舉ゲザル限り家具及ビ其ノ他ノ動的身ノ廻リ品。

第六十九條 有價證券及ビ持分ノ評價ノタメノ期日

- (1) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノ評價ノタメノ期日ハ、財産稅ノ本査定ニ標準トスル期日ニ先行スル年度ノ十二月三十一日トス。
- (2) 第一項ヨリ歸結スル査定期日ハ他ノ期日ニ行フ財産稅ノ再査定及ビ追加査定ニモ之ヲ適用ス。第一項ニ舉ゲタル期日後ニ發行シタル有價證券、持分及ビ享樂證券ノ評價ニ對シテハ、再査定及ビ追加査定ニ際シテハ、其ノ期日ハ之ヲ査定期日ニ先行スル年度ノ十二月三十一日トス。
- (3) 聯邦大藏大臣ハ、第一項及ビ第二項ノ場合ニ、十二月三十一日ト異ル査定期日ヲ定ムコトヲ得。

第七十條 有價證券、持分及ビ享樂證券ノ評價

- (1) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ハ、第十三條第一項又ハ第二號又ハ第十四條

ニヨリ標準トスル價值ノ代リニ、特別ノ價值（課稅價值）ヲ確定スルコトヲ得。第十三條第三項ハ之ヲ適用ス。

(2) 課稅價值ノ査定ニ際シテハ、國內物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノタメノ第七十一條ノ規定及ビ總ベテノ有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノタメノ七十二條ノ規定ヲ考慮ス。

#### 第七十一條 持分其ノ他ニ對スル課稅價值査定ノタメノ條件

(1) 株券、鑛業持分、國內物的會社ニ對スル其ノ他ノ持分及ビ享樂證券ニ對スル課稅價值ハ、標準トスル査定期日（第六十九條第一項及ビ第三項）又ハ聯邦大藏大臣ガ定ムル期間内ニ、實際ニ取引セラル、トキノミニ之ヲ確定ス。聯邦大藏大臣ノ定ムベキ期間ハ査定期日ノ前後トスルコトヲ得。

(2) 一企業ノ株券ノ一種類ニ對シ第一項ニヨリ課稅價值ヲ決定シタル場合ニ對シテハ、聯邦大藏大臣ハ、標準トスル査定期日又ハ第一項ニヨリ標準トスル期日内ニ取引ナキ當該企業ノ他ノ株券類ノ評價ニ關スル規定ヲ定ムコトヲ得。同様ニ一企業ノ其ノ他ノ持分及ビ享樂證券ニ對シ之

ヲ適用ス。

#### 第七十二條 課稅價值査定ノ手續

(1) 取引所取引ヲ認メラレタル有價證券ノ相場ハ、取引所理事長、他ノ有價證券、鑛業會社及會社持分及ビ享樂證券ハ聯邦大藏大臣ノ召集スル鑑定委員會之ヲ査定ス。此ノ査定ニ基キ聯邦大藏大臣ハ課稅價值ヲ確定シ、之ヲ獨逸聯邦官報ニ公告ス。

(2) 課稅價值ノ査定ニ對シテ次ノ者ハ異議ヲ申立ツコトヲ得。

- 1、其ノ持分又ハ享樂證券ノ關聯スル企業、
- 2、債券ヲ發行シタル點ヨリミタル債務者、
- 3、持分、享樂證券又ハ債券ノ所有者。

(3) 異議ハ一ヶ月ノ除斥期間内ニ聯邦大藏大臣ニ之ヲ申立ツルモノトス。期間ハ、獨逸聯邦官報ニ課稅價值ヲ公告シタル日ヨリ始ムルモノトス。第七十一條第一項ニ舉ゲタル株券、鑛業持分、其ノ他ノ持分又ハ享樂證券ノ課稅價值査定ニ對スル異議ヲ申立ツル限り、ソレハ、標準トスル査定期日又ハ標準トスル期間（第七十一條第一項）内ニ取引ガ行ハレザリシコトカ又ハ査

定シタル課税價值ガ誤ツテ算定セラレタルコトノミニヨリテ成立スルモノトス。異議ニツキテハ聯邦大藏大臣ガ終局的ニ裁決ス。裁決ハ獨逸聯邦官報ニ之ヲ公告ス。

(4) 誤字、誤算及ビ之ニ類似ノ明カナル誤謬ハ其ノ査定ガ既ニ取消シ得ザルニ至リタル課税價值ニツキテモ之ヲ訂正スルコトヲ得。

ろ、全 財 産

第七十三條 全財産ノ算定

(1) 財産税法ニ謂フ無制限納税義務者ニアリテハ全部ノ財産(全財産)ノ價值ヲ算定ス。

(2) 全財産ニハ、財産税法又ハ他ノ法律ノ規定ニヨリ免除セラレタル經濟財貨ハ屬セザルモノトス。

(3) 全財産ノ評價ニ際シテハ、單位價值ノ決定セラル、經濟財貨ハ、決定セラレタル單位價值ヲ以テ之ヲ加フルモノトス。

第七十四條 債務及ビ其ノ他ノ控除

(1) 全財産ノ價值算定ノタメ次ノモノヲ粗財産ヨリ控除ス。

1、ソレガ既ニ營業財産ニ於テ顧慮セラレザル限り(第六十二條)債務、

2、納税義務者ガ負擔スルカ又ハ世襲農家、世襲財産又ハ其ノ他ノ制限付財産ノ上ニ存スル第六十七條第四號ニ舉ゲタル如キ給付ノ價值、

3、農業經營、葡萄栽培業經營及ビ園藝業經營ノ所有者ニアリテハ、流動經營手段ノ範圍及ビ負擔ニ對シテ標準トスベキ日(第三十二條第二項)以後ニ生ジタル流動經營支出ヲ超ユル流動經營收入ノ剩餘。

(2) 本法ニ謂フ財産ニ屬セザル經濟財貨ト經濟的關係ニアル限り、負債及ビ負擔ハ之ヲ控除セザルモノトス。

第七十五條 合 算

(1) 配偶者ノ財産ハ配偶者ヲ財産税法ノ第十一條第一項ニヨリ財産税ニ一括査定スルトキ、全財産算定ノタメ之ヲ合算ス。

(2) 父母ノ財産ハ、父母ヲ財産税法ノ第十一條第二項ニヨリ財産税ニ一括査定スル子供ノ財産ト合算ス。

第七十六條 繼續セル財産共同ニ於ケル加算

繼續セル財産共同ニアリテハ、其ノ全部ノ財産ハ生存者ガ財産稅法ノ第一條第一項第一號ニヨリ無制限納稅義務者ナルトキ、生存配偶者ノ財産ニ之ヲ加算ス。

は、國內財産

第七十七條

- (1) 財産稅法ニ謂フ制限付納稅義務者ニアリテハ、國內財産ノ價值ノミヲ算定ス。
- (2) 制限付納稅義務者ノ國內財産ニハ次ノモノガ屬ス。
  - 1、國內ノ農林業財産、
  - 2、國內ノ土地財産、國內ノ營業財産。國內ニ於テ經營スル營業ニ用ヒラル、財産ニシテ國內ニ於ケル營業ノタメ營業所ヲ設クルカ又ハ常設代理人ヲ置クトキ之ヲ國內ノ營業財産トス。
  - 3、造形美術、著述及ビ音楽ノ作品ニ對スル著作權ヲ除キ、國內ノ帳簿又ハ登記簿ニ登錄シタル創作權ニシテ、第三號ト一致セザル營業上利用セラル、創作權。
  - 4、第一號、第二號及ビ第四號ト一致セズシテ國內ノ營業經營ニ委託セラレタル經濟財貨、特

ニ之ニ賃貸又ハ用益賃貸セラレタルモノ。

- 5、抵當權、土地負擔、定期土地負擔及ビ其ノ他ノ請求權又ハ權利ニシテ、ソレラガ國內土地所有、國內土地類似ノ權利又ハ國內船舶名簿ニ登錄シタル船舶ニヨリ直接又ハ間接ニ保證セラレキルトキ。其ノモノニ關シ部分債券ノ發行セラレキル公債及請求權ハ之ヲ除ク。
- 6、債務者ガ住所、營業指導部又ハ本據ヲ國內ニ有スルトキ、匿名組合員トシテ商業經營ニ對シテ有スル持分ヨリ生ズル請求權。
- (3) 第七十三條第二項及ビ第三項ノ規定ハ之ヲ適宜適用ス。同様ニ第七十四條ノ規定モ、國內財産ト經濟的關係ヲ有スル債務及ビ負擔ノミヲ控除スベキ制限ヲ以テ、之ヲ適用ス。

第三章 經過規定

第七十八條 現行利子狀態ノ考慮

保證セラレタル長期信用ノ通常利率ガ百分之四ノ率ヲ尙ホ著シク超過スル間ハ、聯邦大藏大臣ハ、第十四條第三項、第十五條第一項及ビ第十七條第一項ニ相違シテ幾何ノ利率ヲ以テスベキカ及ビソレニ應ジ第十五條第一項及ビ第二項、第十六條、第三十一條第二項ノ場合ニ幾何ノ數ヲ以

テ倍スルカヲ規定スルコトヲ得。

第七十九條 効力發生

- (1) 第十九條ニ謂フ財産ハ本法ノ規定ニヨリ、一九三五年一月一日ノ始メノ状態ニ應ジ初メテ之ヲ評價ス。第二十二條及ビ第二十三條ノ規定ハ一九三六年一月一日ノ始メノ状態ニ應ジテ爲ス再査定及ビ追加査定ニ對シ初メテ之ヲ適用ス。
- (2) 今後ノ規定布告ニ對スル權限ヲ含ム本法ノ規定ハ本法公布ノ日ヨリ効力發生ス。
- (3) 尙ホ本法ハ一九三五年一月一日ヨリ効力發生ス。

第六章 建物アル土地ノ評價ニ關スル

命令 (正文)

一九三四年十一月十日

一九三四年十月十六日ノ聯邦評價法第五十二條第一項及ビ第三十七條第三項及ビ一九三四年十月十六日ノ租稅適應法第二十一條第三號ノ挿入文ニヨル聯邦公課法第十二條ニ基キ茲ニ次ノコトヲ制定ス。

I、土地ノ主要分類

第一條

- (1) 次ノ規定ノ意義ニ於テ次ノ如ク土地ノ主要分類ヲ區分ス。

1、貸 家 地

一家族家屋(第四號)ヲ除キ、ソノ八〇%以上ヲ居住ノ目的ニ使用スル土地ハ之ヲ貸家地ト  
建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

ス。

2、營業地

ソノ八〇%以上ヲ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的ニ使用スル土地ハ之ヲ營業地トス。

3、混合利用地

一部ハ之ヲ居住ノ目的ニ、一部ハ之ヲ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的ニ使用シ、第一號ニヨリ貸家地トモ、第二號ニヨリ營業地トモ、第四號ニヨリ一家族家屋トモ看做サレザル土地ハ之ヲ混合利用地トス。

4、一家族家屋

其ノ構造ニヨリ一住居以上ヲ含マザル住宅地ハ之ヲ一家族家屋トス。其ノ際使用人(門衛、火夫、園丁、自動車運轉手、夜番等)ノタメニ定メラレタル家屋ハ之ヲ加算セザルモノトス。一家族家屋トシテノ性質ハ、敷地ヲ分割シテ其ノ他家屋(例ヘバ假住宅)ヲ作ルトキ、ソレガ永續的存続ヲ豫期シ得ザルトキハ之ニヨリテモ妨ガラレザルモノトス。土地ヲ部分

的ニ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的ニ使用シ、ソレニヨリテ取引觀念ニヨリ一家族家屋トシテノ特性ヲ著シク妨ガザルトキニモ之ヲ一家族家屋トス。

5、自第一號至第四號ニ該當セザル建築物アル土地。

(2) 第一項自第一號至第三號ニ舉ゲタル限界ニ達スルヤ否ヤノ問題ハ、年租賃貸料(第三條)ノ割合ニ應ジテ之ヲ判定ス。

II、評價ノ基準

第二條

(1) 貸家地及ビ混合利用地ハ之ヲ年租賃貸料(第三條)ノ倍加ヲ以テ評價ス。

(2) 其ノ他ノ總ベテ建築物アル土地ハ之ヲ一般價值ヲ以テ評價ス。一定区域内ニ於テ營業地又ハ其ノ下位分類(第四條第二項)ニ對スル年租賃貸料ノ算定又ハ評定ガ通常困難ナラザルトキハ、地方稅務局々長ハ、其ノ區域内ニ於ケル此ノ分類又ハ下位分類ノ土地ヲ年租賃貸料ノ倍加ヲ以テ評價スルコトヲ得。

(3) 査定期日ニ建築ノ状態ニアル土地ハ、査定期日マデニ建築ノタメニ生ジタル費用ヲ加ヘ土地建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

ノ一般價值ヲ以テ之ヲ評價ス。斯ル土地ノ上ニ既ニ移轉シ得ル建物アルトキハ、其ノ移轉シ得ル建物ヲ含メテノ土地評價ニ對シテハ第一項又ハ第二項ヲ適用ス。此ノ價值ニ尙ホ建築中ノ建物又ハ建物ノ部分(例ヘバ増築)ノタメニ査定期日マデニ生ジタル費用ヲ加算ス。

(4) 第一項又ハ第二項第二句ノ場合ニ、例外的ニ土地ニ對スル租賃貸料ノ算定又ハ評定ガ困難ナルトキハ、其ノ土地ハ之ヲ一般價值ヲ以テ評價ス。

### III、年租賃貸料ニヨル評價ノタメノ特別規定

#### 第三條 年租賃貸料

(1) 本規定ニ年租賃貸料トハ、賃借人ガ契約上又ハ法律上ノ規定ニ基キ、土地ノ利用ニ對シ、査定期日ノ狀態ニヨリ、一ケ年換算シテ納付スル全代價(第二項ニヨリ考慮スベキ額ヲ差引キタル本來ノ賃貸料、賦課及ビ其ノ他ノ給付)ヲ謂フ。賃貸契約ガ査定期日後間モナク終了スル場合ニモ之ヲ適用ス。

(2) 共同暖房及ビ溫水供給ノタメノ燃料費(運搬費ヲ含ム)、昇降機ノタメノ本來ノ運轉費(電力費、メーター料、昇降機ノ檢査費)、用敷地利用ニ關セズトモ賃貸契約ニ基キ敷地利用ニ從屬シ

テ付與スル賃貸人ノ特別ノ從タル給付(水力、蒸氣力、壓搾空氣等)ニ對スル報酬、敷地利用ニ關スルトモ單ニ個々ノ賃借人ノタメノ從タル給付(板硝子保險等)ニ對スル報酬ハ年租賃貸料ニ屬セザルモノトス。之ニ對スル金額ヲ賃貸料ニ含ムトキハ之ヲ分離ス。

(3) 賃貸人ガ賃借人ニ對シ承諾シタル建物負債償却稅ノ輕減ノタメ與フベキ賃貸料ノ引下額ハ之ヲ顧慮セザルモノトス。此ノ場合賃貸料ハ之ヲ引下ゲザル額ヲ以テ評價ス。

(4) 自第一項至第三項ヨリ算出スル額ノ代リニ

1、自ラ利用スルカ、利用セザルカ、臨時ノ利用ノタメカ又ハ無代價ニテ委託シタル土地又ハ土地ノ部分、

2、所有權者ガ賃貸人ニ個人的(特ニ親屬的)又ハ經濟的關係ヲ顧慮シテカ又ハ雇傭關係ヲ顧慮シテ通常ノ賃貸料ヨリ二〇%以上相違スル代價ニテ委託シタル土地又ハ土地ノ部分ニ對シテハ年租賃貸料トシテ通常賃貸料(第二項ニヨリ顧慮スベキ額ヲ控除シタル本來ノ賃貸料、負擔金及ビ其ノ他ノ總ベテノ給付)ヲ適用ス。

通常ノ賃貸料ハ、同ジ又ハ類似ノ種類又ハ狀態ノ敷地ニ對シ普通協定セラル、年租賃貸料ニ

建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

做ヒテ之ヲ評定ス。

#### 第四條 區域及分類形成

(1) 年租賃賃料ノ倍加ヲ以テ評價スル(第二條第一項及ビ第二項第二句)タメニ、州稅務局々長ハ、其ノ地區ヲ各區域ニ區分スルコトヲ得。各區域ハ、地域的ニ限界セラレタル地區(例ヘバ比較的大ナル都市ニ於テハ一定ノ區ノ如キ)又ハ土地市場ニ於ケル事情ガ略々同様ナル多數ノ地域的ニ限界セラレタル地區ヲモ含ムベキモノトス。

(2) 區域分類(第一項)ト別ニ、州稅務局々長ハ主要分類(第一條)ヲ下位分類ニ分割スルコトヲ得。下位分類ヲ形成スベキカ及ビ如何ナル下位分類ヲ形成スベキカハ、土地市場ニ於ケル事情ヲ標準トス。

(3) 個々ノ土地分類ニ對シ各種ノ區域ヲ形成スルコトヲ得。

#### 第五條 正規ノ評價

(1) 州稅務局々長ハ各區域ノ土地分類(主要分類及ビ下位分類)ニ對シ土地市場ニ於ケル事情ニ從ヒ、土地ノ年租賃賃料(第三條)ヲ倍加スベキ數ヲ定ム。倍數ハ小數ヲモ含ムコトヲ得。

(2) 自治體地租ノ州法ノ規定ニヨリ賃借人ニ賦課シ得ル州ニ於テハ、其ノ區域ガ多數ノ自治體ニ跨リ、自治體地租ノ額ガ著シク相違スル區域ニ於ケル倍數(第一項)ハ、自治體地租額ヲ州稅務局々長ガ定メタル自治體ニノミ之ヲ適用ス。其ノ額ハ限界率ニヨリ之ヲ示ス。自治體地租ガ此ノ限界率ト相違スル自治體ニ對シテハ、州稅務局々長ハ、自治體地租ノ相違スル程度ヨリミテ倍數(第一項)ヲ如何ナル程度ニ減ズルカ又ハ増スカヲ定ム。

#### 第六條 評價格ノ輕減又ハ増加

(1) 年租賃賃料ノ倍加ヨリ算出スル土地ノ價值ハ、倍數(第五條)ノ決定ニ際シテ基本トスル其ノ區域及ビ土地分類ノ事情ト著シク相違スル實際事情ガ存スルトキハ、之ヲ輕減又ハ増加ス。斯ル事情ハ第二項ヲ留保シ次ノモノトス。

建築上ノ状態、建物ノ年數又ハ設備、土地ノ地位。

建築ノ種類(例ヘバ重厚ナル(石造)建築ガ通常ナル所ニ於ケル木骨煉瓦ノ建築又ハ其ノ反對、比較的大ナル明地ヲ普通有セザル所ニ於テ斯ル明地ヲ有スル如キ)。

被害ノ危險(例ヘバ鑛山、煤煙、水、又ハ震動ノ害)、建物負債償却稅ノ負擔。

建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)



(2) 州稅務局々長ハ、地方的事情ヨリ切ニ必要ナルトキハ、倍數決定ニ際シテ基本トスル其ノ區域及ビ土地分類ノ事情ト著シク相違スル場合ニ評價格輕減又ハ評價格増加ヲ正當ナラシムル其ノ他ノ事情ヲ定ムコトヲ得。

(3) 輕減又ハ増加ノ程度ハ、其ノ土地ノ賣却ニ際シテ土地市場ノ狀況ニヨリ特別事情ニ歸スル意義ニヨリ判定ス。輕減又ハ増加ハ價值(年粗賃賃料ノ倍加)ノ百分之三〇ヲ超ユルヲ得ズ。同時ニ價值減少事情ト價值増加事情ト存スルトキハ、最高率ハ最初平均數ニ之ヲ適用ス。州稅務局々長ハ個々ノ特別事情(第一項第二句及ビ第二項)ニ對シ、輕減又ハ増加ノ程度ヲ定ムコトヲ得。

(4) 既ニ年粗賃賃料又ハ其ノ倍數ニ於テ其ノ區域及ビ分類ニ對シ例外的事情ガ表現サレテキルトキハ、輕減又ハ増加ハ之ヲ中止ス。

第七條 再 査 定

(1) 再査定ハ、年粗賃賃料ノ倍加ヲ以テ評價スル土地ニ對シテモ之ヲ認ム。

(2) 州稅務局々長ハ、區域Ⅱ及ビ分類形成(第四條)及ビ倍數(第五條)ヲ、再査定及ビ追加査

定期日ニ於ケル土地市場ノ狀況ニ合致セシムル權限ヲ有ス。

IV、共 通 規 定

第八條 州稅務局ノ規定

自第二條第七條ニ基ク州稅務局々長ノ規定ハ命令トシテ之ヲ聯邦内閣報ニ公告ス。

第九條 最 低 價 値

建築物アル又ハ建築中ノ土地ニ對シテ評定スベキ價值ハ、土地ヲ建物ナキ土地トシテ評價スベキ一般價值ヨリ少ナルベカラズ(聯邦評價法第五十二條第二項)。

第十條 公的關係ニヨル輕減評價

(1) 其ノ土地ノ維持ガ藝術、歴史又ハ科學ニ對シテ有スル意義ノタメニ公的關係ニアル土地ハ、ソレガ利用セラレ居ラザルトキハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之四〇ヲ以テ之ヲ評價ス。斯ル土地ガ利用セラレ居ルトキ、其ノ土地ノ建築維持費ガ利用ノ利益ヲ常ニ著シク超ユルトキハソレ自身標準トスル價值ノ百分之五〇ヲ以テ之ヲ評價ス。

(2) 之等ノ土地ヲ其ノ事情ニ應ジタル範圍ニ於テ研究又ハ國民教化ノ目的ニ有用ナラシメ居ルト

建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

キハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之二〇ヲ以テ之ヲ評價ス。其ノ建物内ニ於テ藝術的、歴史的又ハ科學的意義ヲ有スル對象ヲ第一句ニ擧ゲタル如ク有用ナラシメ居ル土地ニ對シテモ之ヲ適用ス。代價ニ對シテ（例ヘバ入場料支拂ニ對シテ）入場セシムル土地ハ、代價ノ收入ガ維持及ビ管理ノ年費用ヲ常ニ超過セザルトキニノミ之ヲ有用ナラシメ居ルモノトス。

(3) 所有權者自身ガ直接ニ一般國民ノ福祉ノ目的ノタメ利用スベク入場セシメ、ソレノ維持ガ公的利害ニ關スルトキハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之二〇ヲ以テ之ヲ評價ス。第二項第三句ハソレニ應ジテ之ヲ適用ス。所有權者ニアラズシテ賃借人ガ一般入場ヲ許シ居ル土地ニ對シテハ、土地ノ用ヒラル、目的ヨリミテ賃借料ガ特ニ低ク、年賃借料ガ年維持費ヲ常ニ超過セザルトキ第一句ヲ適用ス。

(4) 自第一項至第三項ニヨル評價ニ對スル條件ガ土地ノ一部ニ對シテノミ存スルトキハ、此ノ部分ノミヲ自第一項至第三項ニヨリ、他ノ部分ハソレ自身據ルベキ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

第十一條 建物負債償却稅ノ償却

一九三二年十二月八日ノ大統領令第二章第二條及ビ第三條ニヨル建物負債償却稅ヲ一回ノ

額ヲ支拂ヒテ全部又ハ一部償却シタル土地ノ評價ニ際シテハ、償却セザルモノトシテ査定日ニ存在スベキ建物負債償却稅ノ負擔ヲ假定ス。

第十二條 公示及通告義務

(1) 單位價值ノ本査定ノタメ、稅務局及ビ其ノ他單位價值評價ノ準備ニ携ハル官廳ハ、既ニ一九三五年一月一日前ニ於テ、其ノ土地所有ニ對スル評價基準ニ關スル報告ヲ土地所有權者ニ請求スルコトヲ得。

(2) 所有權者ハ、評價ノタメ一九三五年一月一日ノ状態ヲ標準トスル點ニ於テ、一九三五年一月一日マデニ生ズル評價基準ニ於ケル（例ヘバ、年粗賃賃料、分割賣却又ハ買ヒ増シニヨル土地ノ廣狹、土地ノ所有權ニ於ケル）變更ヲ、其ノ土地所有ノ存在スル稅務局ニ遲滞ナク報告スベキモノトス。

(3) 第一項及ビ第二項ニヨル申告ハ、之ヲ聯邦公課法ニ於ケル納稅者申告トス。

(4) 土地ノ所有權者及ビ其ノ權利先有者ハ、土地評價ノ權限ヲ有スル稅務局ノ要求ニ應ジ、購買價格調査ノタメ必要ナル總ベテノ報告ヲ爲スベキモノトス。申告ニ際シテハ、報告ハ最善ノ知

ト良心トニヨリテナシタルコトヲ保證スベキモノトス（聯邦公課法第一六六條第三項）。

第十三條 適用範圍

- (1) 以上ノ規定ハ一九三五年一月一日ノ始メノ狀態ニヨル本査定ニ之ヲ適用ス。ソレハ尙ホ一九三六年一月一日ノ始メ又ハ其ノ後ノ期日ノ狀態ニヨリ爲スベキ再査定及ビ追加査定ニ之ヲ適用ス。
- (2) 第十二條ハ、一九三四年十二月一日ヨリ効力ヲ發生ス。

第七章 土地評價法（正文）

——一九三四年十月十六日——

目的

第一條 租稅ノ公正ナル分配、土地利用ノ計畫的形成及ビ貸付基礎ノ改善ノタメ聯邦領土内ニ於ケル耕地ニ對シテ土地評價ヲ行フ。

地質及ビ生産力ノ調査

第二條 土地評價ハ左ノ事項ヲ包括ス。

- (1) 地質ノ正確ナル調査（地質調査）。地質調査ハ圖ヲ以テ之ヲ記録ス、
- (2) 生産力ノ調査。  
生産力ノ調査ニ際シテハ生産ノ自然的條件（地質、地形及ビ氣象）ニ基ク生産ノ差異ノミヲ考慮スルモノトス。

土地評價法（正文）

生産ノ經濟的條件(特定ノ經營ヘノ評價土地ノ所屬、經營ノ交通上及ビ販賣上ノ事情)ニ基テ  
生産力ノ差異ハ生産力ノ調査ニ際シテハ之ヲ考慮セズ。之ハ聯邦評價法ノ規定ニ從テ各種經營  
ノ單位價值ノ調査ニ際シテ之ヲ考慮ス。

指 揮

第三條 聯邦大藏大臣ハ土地評價ヲ指揮ス。聯邦大藏大臣ハマタ土地評價ヲ今後耕地以外ノ土地  
ニ及ボスベキカ否カラ決定ス。

標 準 地

第四條 (1) 土地評價ノ均一性ヲ確保スルタメ全聯邦領土ニワタリ選抜シタル土地ヲ標準地トシ  
テ評價ス。

(2) 標準地評價ノ結果ハ聯邦大藏大臣之ヲ公告ス。該結果ハ公告ニヨリ法律的拘束力ヲ有スル  
ニ至ルモノトス。

(3) 標準地ハ土地評價ノ主要ナル基礎ヲ形成ス。

聯邦評價顧問會

第五條

(1) 聯邦大藏大臣ハ補助及ビ諮問機關トシテ、聯邦食料ニ農林大臣ノ同意ヲ得テ聯邦顧  
問會ヲ召集ス。聯邦評價顧問會ノ指導者ハ聯邦大藏大臣トス。

(2) 聯邦評價顧問會ハ聯邦領土ノアラユル部分ニ於テ選抜シタル土地ヲ標準地(第四條)ト  
シテ評價ス。

州評價顧問會

第六條 (1) 州稅務局々長ハ補助及ビ諮問機關トシテ、當該州農民指導者ノ同意ヲ得テ州評價顧  
問會ヲ召集ス。州評價顧問會ノ指導者ハ州稅務局々長トス。

(2) 州評價顧問會ハ必要ニ應ジテ管轄區域ニ於テ更ニ選抜シタル土地ヲ標準地(第四條)トシ  
テ法律的拘束力ヲ有スル聯邦評價顧問會(第五條)ノ評價結果ニ緊密ニ依據シテ評價ス。

評價委員會

第七條 (1) 州稅務局々長ハ當該州農民指導者ノ同意ヲ得テ各稅務局區域ニ對シテ一ヶ若シクハ  
數ヶノ評價委員會ヲ召集ス。評價委員會ノ指導者ハ稅務局々長トス。稅務局々長ハ州稅務局  
々長ノ指示ニ從フ。

(2) 評價委員會ハ標準地トシテ選拔セラレザル土地ヲ法律の拘束力ヲ有スル標準地評價ノ結果ニ緊密ニ依據シテ評價ス。

決定

第八條 (1) 聯邦評價顧問會(第五條)ノ決定ハ聯邦評價顧問會指導者ガ顧問會ニ於ケル審議ノ後之ヲ行フ。

(2) 州評價顧問會(第六條及ビ第十條)ノ決定ハ單純多數決ニヨリ之ヲ行フ。州評價顧問會指導者ハ採決ニ加ハルモノトス。賛否同數ノトキハ州評價顧問會指導者之ヲ決ス。

(3) 評價委員會(第七條)ノ決定ハ指導者ガ委員會ニ於ケル審議ノ後之ヲ行フ。

公告

第九條 總ベテノ土地ニツキ調査シタル評價結果ハ之ヲ公告ス。

訴訟手續

第十條 法律の拘束力ヲ有セザル評價結果ニ對シテハ當該土地所有者ハ聯邦租稅條例ノ規定ニ從ヒ訴訟スルコトヲ得。訴訟ニ對シテハ州評價顧問會(第六條及ビ第八條第二項)之ヲ決定ス。

訴訟決定ニ對シテハ上訴スルコトヲ得ズ。

評價結果ノ確認

第十一條 法律的効力ヲ有スル評價結果ハ之ヲ土地臺帳ニ記録ス。ソノ際標準地ハソノ旨特記スベシ。

再評價

第十二條 (1) 土地評價終了後個々ノ土地ノ生産條件ヲ著シク變化セシムル事情、例ヘバ作物種類(利用種類)ノ變化、排水、灌漑、堤防構築等、生ジタルトキハ當該土地ハ之ヲ再評價ス。  
(2) 訴訟手續ニツイテハ第十條ヲ適用ス。法律的効力ヲ有スル再評價ノ結果ハ之ヲ土地臺帳ニ記録ス。

(3) 市町村長、土地ノ所有者及ビ利益權所有者ハ第一項ニ擧ゲタル變化ヲ申告スル義務ヲ有ス。

土地評價ノ定期再検査

第十四條 (1) 土地臺帳ノ作成及ビ繼續ヲ行フベキ官署並ビニ之ガタメ必要ナル測量事務ヲ行フ官署ハ本法ニ規定シタル事務ヲ全力ヲアゲテ促進スル義務ヲ有ス。

(2) 特ニ土地評價ノ準備トシテ臺帳ノ圖ハ、作物種類ノ變化ニツキ繼續セラレザルトキニハ、補足的測量ニヨリ之ヲ完全ナラシメ、以テ實狀ト一致セシムベシ。

土地ノ上ニ於ケル職務執行

第十五條 土地ノ所有者及ビ利益權所有者ハ本法施行ノタメノ現地事務ヲ委任シタル者ニ對シテハ何時タリトイヘドモ土地ニ立入り、土地評價ノタメ必要ト看做ス手段、例ヘバ土地ノ掘り返シ、ヲ許スベシ。コレニ對シテハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ。

命令及ビ行政規則

第十六條 聯邦大藏大臣ニハ本法ノ施行及ビ補足ノタメ命令及ビ一般的行政規則ヲ公布スル權限ヲ賦與ス。測量官署ニ對シ必要ナル規則ハ聯邦內務大臣、聯邦大藏大臣ト共ニ之ヲ公布ス。

獨逸財產稅論 (終)

昭和十年十一月十一日初版印刷  
昭和十年十一月十五日初版發行

獨逸財產稅論  
〔非賣品〕

著者

國政研究室  
中村茂會

右代表者

東京市神田區神保町二丁目二番地

發行者

株式會社 巖松堂書店  
波多野重太郎

右代表者

東京市神田區錦町三丁目十七番地

印刷者

白井赫太郎



發兌元

東京市神田區  
神保町二丁目

巖松堂書店

電話九段(33) 四一三五番 四一三八番  
振替口座 東京六五五六番

巖松堂書店刊行書

柳川昌勝著	中村進午著	天野德也著	野村信孝著	金森徳次郎著	野村信孝著	巖松堂編輯部編	嶺田丘造著	勝本正晃著	牧野菊之助著	住田正一著	瀧川政次郎著	穂積重威著
法學原論	法學通論	最新法學通論	法學通論	法學通論	法學經濟大意	訂增高等試驗問題集	稅界閑話	法律より見たる日本文學	回顧錄	海峽叢談	法律史話	法律小話
送料價 二、八〇	送料價 三、五〇	送料價 三、〇〇	送料價 一、七〇	送料價 一、六〇	送料價 一、〇〇	送料價 一九〇	送料價 一、五〇	送料價 二、五〇	送料價 一、二〇	送料價 一、三〇	送料價 一、九〇	送料價 二、五〇

書行刊店書堂松巖

遊佐慶夫著	古バビロニア法の研究	送料價	三、三〇
山口喬藏譯	ソバウ英米法の精神	送料價	四、三〇
田中和夫著	英法概論	送料價	三、三〇
久保 久著	英法網要	送料價	一、三〇
都富 佃著	英國憲法要論	送料價	三、五〇
岩野 稔著	米國契約法	送料價	二、五〇
淺井 清著	獨逸憲法原論	送料價	三、〇〇
山田準次郎著	獨逸新憲法に表はれたる社會的思想	送料價	一、八〇
古川武勇譯	獨逸民法(第一編)	送料價	一、〇〇
古川武勇譯	獨逸民法(第二編)	送料價	二、五〇
田和一夫譯	改正露西亞社會主義聯邦共和國憲法	送料價	五、六〇
廣岡光治譯	露西亞刑法(正文)	送料價	七、〇〇
廣岡光治譯	露西亞民法(正文)	送料價	一、三〇

書行刊店書堂松巖

今泉孝太郎著	法律學概論	送料價	二、五〇
峰村光郎著	法律學序說	送料價	二、二〇
島田武夫譯	ブラド法律哲學概論	送料價	二、八〇
和田小次郎譯	リエンゲ法律目的論(上卷)	送料價	一、七〇
和田小次郎譯	リエンゲ法律目的論(下卷)	送料價	一、五〇
水田義雄編	日本法令年表	送料價	一、七〇
長場正利譯	サウイニイテイボイ法典論議	送料價	一、三〇
住田正一著	日本海運法論	送料價	四、〇〇
住田正一著	海上運送史論	送料價	二、〇〇
住田正一著	海事史料叢書(全廿卷)	送料價	一、〇〇
入江俊郎著	ゆゑすぶれとりうむの研究	送料價	二、八〇
戸倉 廣著	羅馬法制史概論	送料價	三、二〇



嚴松堂書店刊行書

胡麻本萬一譯	露西亞民事訴訟法(正文)	送料價 八六〇
金森徳次郎著	訂正帝國憲法要綱	送料價 三〇〇
野村信孝著	憲法大綱	送料價 四〇〇
淺井清著	法學的國家論(憲法學序說)	送料價 二〇〇
副島義一著	日本帝國憲法要論	送料價 二一〇
松本重敏著	憲法真義	送料價 八〇〇
松本重敏著	憲法君	送料價 一八四〇
中野登美雄譯	ハルゼルス國家原理提要	送料價 八八〇
金井正夫編	新舊選舉關係法令並様式對照	送料價 五六〇
野村信孝著	行政法大綱	送料價 五〇〇
島村他三郎著	訂政行政法要論(總論)	送料價 二〇〇
島村他三郎著	訂政行政法要論(各論)	送料價 二八〇

嚴松堂書店刊行書

淺井清著	日本行政法總論	送料價 三〇〇
西田卯八著	地方自治の改造	送料價 一〇〇
石原市三郎著	特別都市計畫法解說	送料價 一〇〇
石原市三郎著	土地區劃整理(換地處分)解說	送料價 一〇〇
田川大吉郎著	作らるべき東京	送料價 五六〇
柴田義彦編	府縣市町村法規例學說總攬	送料價 三三〇
柴田義彦編	思想取締關係法令判例學說總攬	送料價 三〇〇
宇野慎三著	佛蘭西警察制度	送料價 一八四〇
河原忠男著	化學的危險物通解	送料價 一五八〇
龜山孝一著	註釋醫學關係法令要覽	送料價 三〇〇
稻川柳一著	醫學關係法令要覽	送料價 三〇〇
國政研究會編	獨逸財產稅論	送料價 一四〇〇
棟尾松治著	著作權法概論	送料價 二七〇
棟尾松治著	米國新聞業の研究	送料價 一五〇
棟尾松治著	新聞學概論	送料價 三三〇

書行刊店書堂松巖

小泉英一著	墮胎罪研究	近刊	送定料價	二、五〇
草野豹一郎著	刑事判例研究(第二卷)	近刊	送定料價	三、八〇
草野豹一郎著	刑事判例研究(第一卷)	近刊	送定料價	三、三〇
久禮田益喜著	新客觀主義の刑法理論	及遺稿集	送定料價	三、五〇
久禮田益喜著	日本刑法總論		送定料價	五、〇〇
久禮田益喜著	刑法概說		送定料價	五、二〇
中村喜元編	商業判例集		送定料價	一、八〇
小笠公昭著	商業組合概說		送定料價	一、四〇
中村喜元編	訂改鑛業法令集		送定料價	三、〇〇
小林一郎著	電話加入權に關する學說判例		送定料價	二、五〇
喜安健次郎著	運送行路論		送定料價	四、二〇
伊達光美著	日本宗教制度史料類聚考		送定料價	七、〇〇
楢崎敏雄著	現代道論		送定料價	三、三〇
楢杜吉次著	增補大日本神名辭書		送定料價	三、八〇

書行刊店書堂松巖

安平政吉著	團體主義の刑法理論		送定料價	四、三〇
牧野菊之助編	豐島博士追悼論文	及遺稿集	送定料價	四、〇〇
齊藤金作譯	ビルク共犯論		送定料價	一、七〇
江家義男譯	ソウイ刑法刑事訴訟法改善勞働法		送定料價	一、七〇
淺野研真譯	フエツトイ實證派犯罪學		送定料價	一、〇〇
勝水淳行著	犯罪社會學		送定料價	二、五〇
勝水淳行著	刑事心理學		送定料價	三、三〇
大石兵太郎著	群衆心理學		送定料價	三、三〇
杉江董著	犯罪精神病理概論		送定料價	三、〇〇
安東禾村著	世界探偵秘録 犯罪と科學の闘争		送定料價	一、五〇
林頼三郎著	新刑事訴訟法大意		送定料價	五、六〇
久保久著	刑事訴訟法要綱		送定料價	三、二〇

巖松堂書店刊行書

清水孝藏著	增訂刑事訴訟法理論	送料價 四、三〇
板倉松太郎著	刑事訴訟法大綱	送料價 二、八〇
赤羽 照著	新刑事訴訟法註釋	送料價 七、〇〇
黒瀬善治著	實用刑事訴訟法	送料價 四、〇〇
櫻田忠美著	日本刑事訴訟法論(上卷)	送料價 四、三〇
櫻田忠美著	日本刑事訴訟法論(下卷)	送料價 四、三〇
岩野 稔著	陪審と證據法	送料價 二、八〇
富山單治著	軍法會議法論	送料價 三、〇〇
蝦山政道著	政治學の任務と對象	送料價 三、六〇
稻田周之助著	政治心理論	送料價 一、八〇
田所輝明著	政治運動教程	送料價 一、五〇
麻生 久著	無産政黨の理論と實際	送料價 五、六〇

巖松堂書店刊行書

堀切善次郎著	貴族院改革資料	送料價 二、五〇
淺井 清著	明治立憲思想史に於ける英國議會制度の影響	送料價 三、八〇
占部百太郎著	佛蘭西革命史論	送料價 三、〇〇
内田繁隆著	日本政治社會思想史	送料價 三、五〇
淺野利三郎著	文化史觀國際思想發達史	送料價 三、八〇
淺野利三郎著	最近國際思想史	送料價 五、五〇
中島九郎著	對米支米移民問題の解剖	送料價 一、五〇
芦田 均著	君府海峽通航制度史論	送料價 五、〇〇
齊藤良衛著	近世東洋外交史序說	送料價 四、〇〇
植田捷雄著	支那外交史論	送料價 二、三〇
植田捷雄著	支那租界論	送料價 二、二〇
巖松堂編輯部編	滿洲帝國治外法權關係條約集	送料價 一、八〇

書行刊店書堂松巖

澤田 謙著	國際聯盟新論	送料價 三、〇〇
蠟山政道著	國際政治と國際行政	送料價 二、五〇
國際聯盟事務局編	聯盟政治の現勢	送料價 三、五〇
中村進午著	國際公法論綱 (增訂版)	送料價 三、〇〇
天野德也著	國際法學 (上卷)	送料價 三、九〇
天野德也著	國際法學 (中卷)	送料價 四、三〇
松原一雄著	國際法概論	送料價 四、八〇
田岡良一著	國際法學大綱 (上卷)	送料價 三、五〇
田岡良一著	國際法學大綱 (下卷)	送料價 三、五〇
佐藤醇造著	グロージャスの生涯	送料價 二、五〇
泉 哲著	國際法問題研究	送料價 三、三〇
板倉卓造著	近世國際法史論	送料價 四、三〇





群馬県立図書館



0703029-9

9

館庫